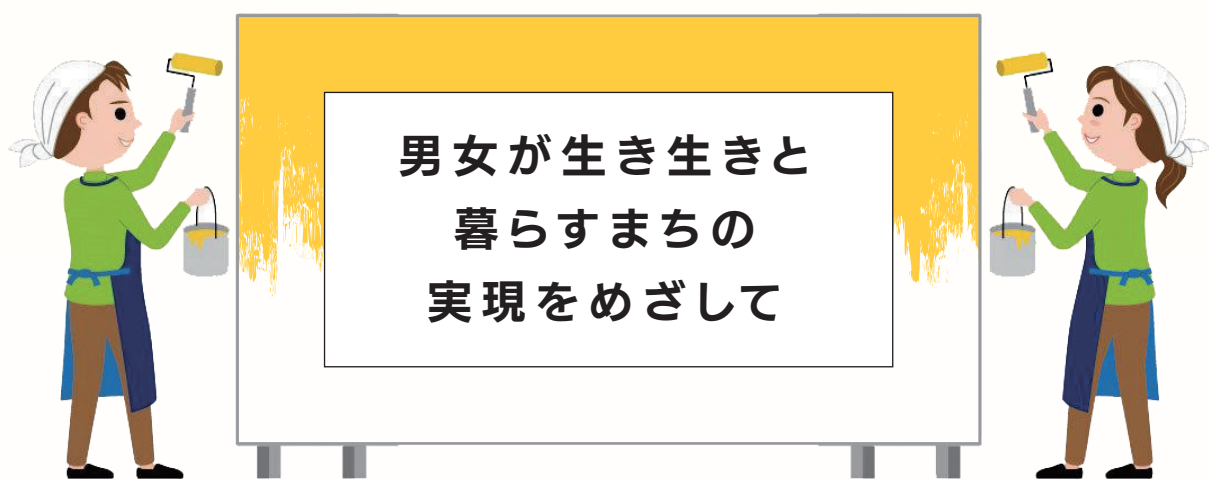


# 第4次おおむた 男女共同参画プラン



令和5年3月



## はじめに

近年、少子高齢化による人口減少やライフスタイル・価値観の多様化など、我が国の社会情勢は急速に変化しています。このような変化に適切に対応し、女性も男性も、仕事、家庭、地域活動などの調和がとれた自分らしい生き方の選択ができる社会づくりが求められています。



本市では、男女共同参画社会基本法のもと、「大牟田市男女共同参画推進条例(平成18年4月施行)」を制定しており、条例に基づき、「第3次おおむた男女共同参画プラン」を策定し、本市の男女共同参画に関する施策を計画的、総合的に進めてまいりました。

これまでの取組みにより、性別による固定的役割分担意識の解消などに一定の進展がありました。しかし、地域活動における女性の参画促進、性別による不平等感の解消、男女間におけるあらゆる暴力の根絶など、いまだ多くの課題が残されています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、私たちの生活や働き方に大きな影響を及ぼしており、ポストコロナの時代を見据えた新たな日常においても、ジェンダー平等や男女共同参画の視点を取り込みながら施策を実施していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、この度、今後5年間に取組む施策の方向や内容等を定めた「第4次おおむた男女共同参画プラン」を策定しました。

今後、本計画を実効性のあるものとし、男女共同参画社会を実現するためには、市民や事業者の皆様、各種関係機関・団体の方々と課題をともに認識し、連携・協力を図りながら取組みを推進していく必要があります。皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、本計画の策定にあたり、様々な視点から熱心にご審議いただきました大牟田市男女共同参画審議会の委員をはじめ、市民意見募集などを通じて貴重なご意見、ご提案をお寄せいただいた市民の皆様、関係各位に心からお礼を申し上げます。

令和5年3月

大牟田市長 関 好孝

# 目次

## 第1章 プラン策定の背景

1 世界の動き	3
2 国の動き	3
3 福岡県の動き	4
4 大牟田市の取組み	5

## 第2章 プランの趣旨と概要

1 プラン策定の趣旨	9
2 基本理念	10
3 基本目標	10
4 プランの位置づけ	10
5 プランの期間	11
6 SDGs*と本市の取組み	11
7 プランの体系	12

## 第3章 プランの内容

目標Ⅰ	<b>あらゆる分野における女性の活躍推進</b>	17
	(女性活躍推進法*に基づく推進計画 1~2)	
1	働く場における女性の活躍推進	18
2	ワーク・ライフ・バランス*の推進	22
3	政策・方針決定の場への女性の参画拡大	25
4	地域・社会活動における男女共同参画の推進	27
目標Ⅱ	<b>誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現</b>	30
1	配偶者等からの暴力の防止、被害者支援	31
	(DV防止法*に基づく基本計画)	
2	生活上の困難や人権課題に直面した女性等への支援	35
3	生涯を通じた健康支援	37
4	防災・減災における男女共同参画の推進	40
目標Ⅲ	<b>男女がともに生きる社会の実現への意識づくり</b>	42
1	男女共同参画の浸透を図る学習・啓発の推進	43
2	学校教育における男女共同参画の推進	47
3	SDGs*の推進と国際交流の促進	49



## 第4章 指標と目標

1 指標と目標	53
---------	----

## 第5章 プランの推進

1 大牟田市男女共同参画審議会	57
2 大牟田市男女共同参画推進本部	57
3 大牟田市男女共同参画センター	57
4 市民団体や関係機関等との連携	57
5 「第4次おおむた男女共同参画プラン」の進行管理	57
6 国・県等との連携	57

## 参考資料

大牟田市男女共同参画推進条例	61
大牟田市男女共同参画推進本部設置要綱	65
男女共同参画社会 <sup>※</sup> 基本法	67
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	71
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	79
大牟田市及び国内外の主な動き	85
用語解説	91
*本文中の「※」印については、参考資料の用語解説をご参照ください。	
大牟田市男女共同参画審議会への諮問書	93
大牟田市男女共同参画審議会からの答申書	94
大牟田市男女共同参画審議会での審議状況	96
大牟田市男女共同参画審議会委員名簿	97



## 第1章

# プラン策定の背景



## 1 世界の動き

国際連合(国連)は、昭和50(1975)年を「国際婦人年」と定め、「国際婦人年世界会議(第1回世界女性会議)」をメキシコシティ(メキシコ)において開催し、「平等・開発・平和」を目標とし、女性差別撤廃のために以後10年間にわたって各国がとるべき政策に指針を与える「世界行動計画」を採択するとともに、昭和51年～昭和60年(1976年～1985年)を「国連婦人の十年」とし、女性の地位向上のための世界的な行動をスタートさせました。

昭和54(1979)年の第34回国連総会において、政治・経済・社会・文化など、あらゆる分野での男女平等を達成するために必要な措置を定めた「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下、「女子差別撤廃条約」という。)が採択されました。

平成7(1995)年には、「平等・開発・平和のための行動」をテーマに「第4回世界女性会議」が北京(中国)において開催され、21世紀に向けての女性政策の指針となる「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。

平成23(2011)年に、「ジェンダー<sup>\*</sup>平等と女性のエンパワーメント<sup>\*</sup>のための国連機関(UN Women)」が発足しました。「UN Women」は、世界、地域、国レベルでのジェンダー<sup>\*</sup>平等とエンパワーメント<sup>\*</sup>に向けた活動をリード、支援、統合する役割を果たしています。

平成27(2015)年には、「北京宣言及び行動綱領」の採択から20年にあたることを記念し、「国連女性の地位委員会『北京+20』」が開催されました。同年には、国連本部において「国連持続可能な開発サミット」が開催され、「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されて、「持続可能な開発目標(SDGs<sup>\*</sup>)17の目標」が定められました。ここでは、「ジェンダー<sup>\*</sup>平等の実現と女性・女児のエンパワーメント<sup>\*</sup>」は全ての目標を達成するための基盤となる非常に重要なテーマとされており、第5目標に「ジェンダー<sup>\*</sup>平等の実現」が掲げられています。

平成30(2019)年末から、新型コロナウイルス感染症が世界中に拡大しました。令和2(2020)年、アントニオ・グテーレス国連事務総長は各国政府に対し、感染症の拡大を防ぎ早期に景気を回復するためには、ジェンダー<sup>\*</sup>平等と女性のエンパワーメント<sup>\*</sup>は必要不可欠であり、女性と女児を感染症への対応の中心に据えるよう要請しました。

## 2 国の動き

国においては、昭和50(1975)年に内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置されました。昭和52(1977)年には、「世界行動計画」を踏まえ、今後10年間の女性問題の課題及び施策の方向を明らかにする初めての総合的な計画である「国内行動計画」が策定されました。昭和60(1985)年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(以下、男女雇用機会均等法という。)の公布など国内法の整備を経て、「女子差別撤廃条約」の批准を行いました。

平成4(1992)年には、「婦人問題担当大臣」が初めて任命され、平成6(1994)年には、内閣に男女共同参画社会<sup>\*</sup>の形成の促進に関する政策の円滑かつ効果的な推進を図ることを目的に「男女共同参画推進本部」が設置され、総理府に「男女共同参画室」が事務局として設置されました。平成11(1999)年に、「改正男女雇用機会均等法」、「改正労働基準法」が施行されるとともに、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(以下、「育児・介護休業法」という。)が施行されました。また、男女共同参画社会<sup>\*</sup>の形成に関し、国、地方公共団体及び国民の

「責務」を明らかにし、総合的かつ計画的に推進するため、「男女共同参画社会<sup>※</sup>基本法」が施行されました。

平成 12(2000)年、「男女共同参画基本計画」を策定するとともに、翌年、中央省庁の再編により、内閣府に「男女共同参画局」を設置し、体制が強化されました。また、同年、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が施行されました。

平成 13(2001)年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下、「DV防止法<sup>※</sup>」という。)が制定され、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護について、国及び地方公共団体の責務とされました。同法については、平成 25(2013)年の改正により、交際相手との間で起きる暴力にも一部対応できるようになりました。

平成 17(2005)年には、「第 2 次男女共同参画基本計画」が策定され、平成 19(2007)年には、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス<sup>※</sup>)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

平成 27(2015)年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下、「女性活躍推進法<sup>※</sup>」という。)が成立し、市町村に対しては、当該市町村の区域内での推進に関する計画の策定に努めることが求められるとともに、一定規模以上の民間事業主や国・地方公共団体においては、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画<sup>※</sup>の策定が義務付けられました。

平成 30(2018)年には、政治分野における女性の参画拡大をめざす「政治分野における男女共同参画推進法」が公布、施行されました。また、同年には、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布されました。

令和 2(2020)年 12 月には、「第 5 次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応や人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加など社会情勢の現状及び課題に関わる認識をふまえた内容となっています。

### 3 福岡県の動き

福岡県においては、「国連婦人の十年」に向け、国が昭和 52(1977)年に「国内行動計画」を策定したことを受けて、昭和 53(1978)年、女性行政を総合的に推進するための庁内横断組織、「福岡県婦人関係行政推進会議」を設置するとともに、民間有識者で構成する知事の助言機関、「福岡県婦人問題懇話会」を設置しました。

昭和 54(1979)年には、女性関係行政の総合窓口として「婦人対策室」(昭和 61 年、「婦人対策課」に名称変更)が初めて開設され、昭和 55(1980)年には、「福岡県婦人問題懇話会」の提言(「婦人の地位向上と社会参加に関する提言－福岡県計画策定に向けて」)を受け、「婦人問題解決のための福岡県行動計画」を策定しました。

昭和 61(1986)年には、国内外の取組み状況、県の行動計画の推進状況を踏まえ、「福岡県婦人問題懇話会(第 3 期)」の提言(「婦人の地位向上に関する提言－新福岡県計画策定に向けて」)を受け、新たな福岡県行動計画「男女共同社会へのしあわせプラン」を策定しました。

平成 3(1991)年には、「婦人関係行政推進会議」、「婦人問題懇話会」、「婦人対策課」が、それぞれ、「女性行政推進会議」、「女性政策懇話会」、「女性政策課(平成 13(2001)年、現在の男女共同参画推進課)」と名称変更されました。

平成 8(1996)年、「第 3 次福岡県行動計画」として「福岡県男女共同参画プラン」が策定されるとともに、福岡県女性総合センター「あすばる」が開館されました。同センターは、平成 15(2003)年、「福岡県男女共同参画センター『あすばる』」に名称変更されました。

平成 13(2001)年、「福岡県男女共同参画推進条例」が制定され、平成 14(2002)年、男女共同参画社会<sup>※</sup>基本法に基づく「福岡県男女共同参画計画」が策定されました。

平成 18(2006)年に、「第 2 次福岡県男女共同参画計画」及び「第 1 次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定され、その後改定を重ね、令和 3(2021)年 3 月には、仕事と生活の両立のための働き方改革の推進や暴力被害や生活上の困難などの人権課題に直面している女性への支援などを盛り込んだ「第 5 次福岡県男女共同参画計画」及び「第 4 次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」が策定されました。

平成 31(2019)年には、「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」が制定され、条例に基づき令和 2(2020)年から「性暴力対策アドバイザー派遣制度」が開始され、小中高校への出前事業が実施されるなど、性暴力根絶に向けた取組みが進められています。

また、令和 4(2022)年に「福岡県パートナーシップ宣誓制度」を開始し、その性的指向や性自認にかかわらず人生を共にしたい人同士が安心して生活できるよう、多様性を配慮した施策に取り組んでいます。

#### 4 大牟田市の取組み

本市においては、昭和 57(1982)年に教育委員会社会教育課に婦人担当を設置しました。昭和 60(1985)年には、本市における婦人問題に関する総合的施策の立案のための提言を得る「大牟田市婦人問題懇話会」を設置し、あわせて今後の婦人問題対策の総合的な推進について協議するため、庁内に「大牟田市婦人問題関係行政連絡会」を発足させました。

昭和 62(1987)年 9 月に「大牟田市第二次総合計画」を策定し、その中で婦人対策の基本方針を「男女平等の基本原則に基づき、婦人の地位向上、能力開発、社会参加を目標に、婦人自身が住みよい豊かな地域社会づくりに参加できるよう総合的な施策を推進する」としました。さらに、同年 12 月には、婦人問題懇話会にかわり、「大牟田市婦人問題推進委員会」(後の男女共同参画社会<sup>※</sup>推進委員会)を設置し、女性問題の解決と男女平等の社会づくりをめざして取り組みました。

また、平成 2(1990)年 3 月「女性問題の解決をめざして大牟田市行動計画」を策定しました。大牟田市第三次総合計画前期基本計画(平成 8(1996)年度～12(2000)年度)の第 4 編第 8 章に「男女共同参画社会<sup>※</sup>の形成」を掲げ、後期基本計画(平成 13(2001)年度～17(2005)年度)では、第 7 編「計画の推進」の主要施策の一つとして、第 2 章に「男女共同参画社会<sup>※</sup>の形成」を位置づけました。

平成 4(1992)年 4 月に、女性政策を展開する拠点として、大牟田市女性センターを中央公民館に併設しました。

平成 14(2002)年 10 月に、男女共同参画社会<sup>※</sup>推進委員会から「大牟田市の男女共同参画計画



のあり方」について市長へ提言がなされ、平成 15(2003)年 3 月に現行「おおむた男女共同参画プラン」を策定しました。さらに、同プランに基づき、平成 16(2004)年 9 月に市長を本部長とする「大牟田市男女共同参画推進本部」を設置し、全庁的に男女共同参画の施策を推進してきました。

平成 18(2006)年 4 月には、「大牟田市男女共同参画推進条例」を施行し、「大牟田市男女共同参画審議会」を設置しました。平成 20(2008)年には社会情勢の変化等による新たな課題に対応するため、プランの改訂を行い、男女共同参画推進施策を総合的、体系的に取り組んできました。

その後、平成 25(2013)年に新たなプランとして「第 2 次おおむた男女共同参画プラン」を策定しました。平成 28(2016)年 4 月には、「女性活躍推進法<sup>\*</sup>」に基づき、市職員を対象とする「大牟田市特定事業主行動計画<sup>\*</sup>」を策定しました。

平成 30(2018)年 3 月には、「第 3 次おおむた男女共同参画プラン」を策定しました。本計画は、「DV防止法<sup>\*</sup>」や「女性活躍推進法<sup>\*</sup>」に基づく市の計画を包含しています。

平成 31(2019)年 4 月、「大牟田市女性センター」を「大牟田市男女共同参画センター」へ名称変更しました。



## 第2章

# プランの趣旨と概要



## 1 プラン策定の趣旨

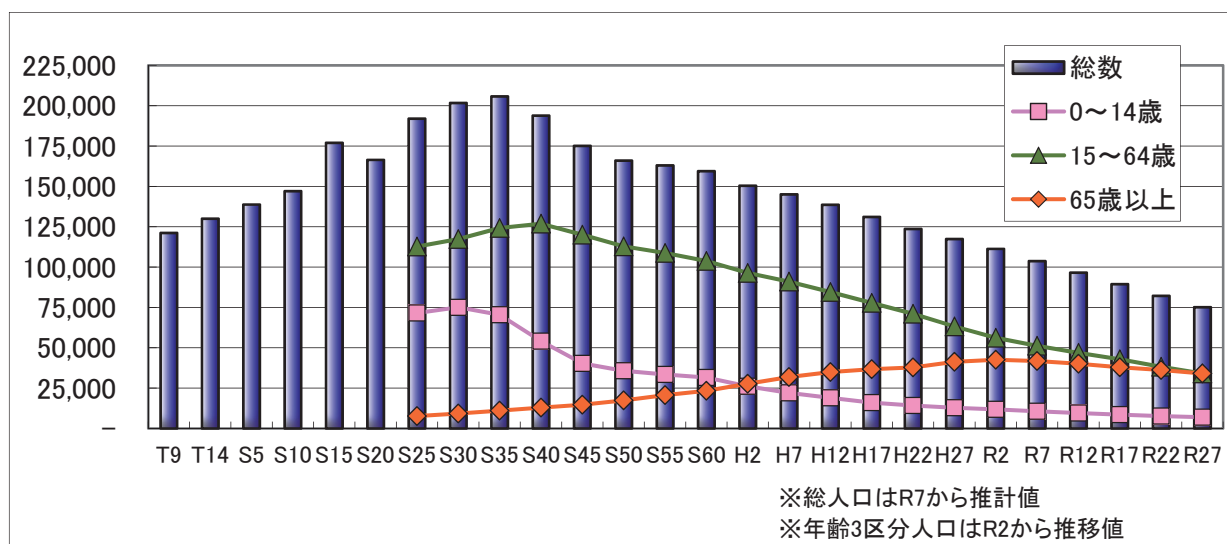
男女共同参画社会※基本法では、市町村は、国の男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、男女共同参画社会※の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならないと規定されています。

女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会※の実現は、社会全体で取り組むべき重要課題です。少子高齢化が進み人口減少社会に突入している我が国において社会の多様性と活力を高め経済が力強く発展していくためにも、何より男女間の実質的な機会の平等を担保する人権の観点からも男女共同参画社会※の実現が必要です。

これまで、本市においては、「大牟田市男女共同参画推進条例」を定め、この条例の中で、男女共同参画社会※基本法に基づき、男女共同参画計画を策定することを規定し、計画の策定と、計画に基づく施策の推進を行ってきたところです。

この度、平成30(2018)年3月に策定した「第3次おおむた男女共同参画プラン」の計画期間が令和4(2022)年度で終了するため、男女共同参画社会※の実現に向けて、「第4次おおむた男女共同参画プラン（以下、「第4次プラン」という。）」を策定するものです。

大牟田市の人口の推移（総人口と年齢3区分人口）



出典：国勢調査（令和2（2020）年）、国立社会保障人口問題研究所（H30（2018）年推計）

## 2 基本理念

「第4次プラン」では、「大牟田市男女共同参画推進条例」に基づいて、以下のことを基本理念として推進します。

### (1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性への暴力をはじめとするあらゆる暴力が根絶されること、その他の男女の人権が尊重されること。

### (2) 社会制度や慣行の及ぼす影響についての配慮

社会における制度又は慣行が、性別による固定的役割分担意識<sup>\*</sup>等を反映して、男女共同参画社会<sup>\*</sup>の形成を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、当該制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。

### (3) 政策・方針の立案及び決定過程への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

### (4) 職場、学校、地域等の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職域、学校、地域等の活動に対等に参画できること。

### (5) 国際的協調

男女共同参画の推進は、国際社会における取組みと密接な関係を有していることを考慮して行われること。

## 3 基本目標

「男女が生き生きと暮らすまちの実現」をめざして、3つの目標を掲げました。

目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍推進

目標Ⅱ 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

目標Ⅲ 男女がともに生きる社会の実現への意識づくり

## 4 プランの位置づけ

### (1) 「大牟田市男女共同参画推進条例」を踏まえ策定

### (2) 「大牟田市まちづくり総合プラン」等との整合性を図り策定

上位計画である「大牟田市まちづくり総合プラン」や市内の関係する個別計画と整合性を図り策定します。

### (3) SDGs<sup>\*</sup>や国・県の計画との整合性を勘案し策定

SDGs※（持続可能な開発目標）の視点を包括的に取り入れ、市の政策・施策を進める際の基本的な視点として、目標5「ジェンダー※平等の実現」を位置付けられるようプランの推進体制の整備を図っていきます。また、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び「第5次福岡県男女共同参画計画」を勘案して策定します。

(4) 「DV防止法※」に基づく本市の「基本計画」として位置づけ策定

「DV防止法※」において、市町村は、国の基本方針に即し、都道府県の基本計画を勘案して、市町村の基本計画を定めるよう努めることが規定されています。

本市においては、「第4次プラン」に「配偶者等からの暴力の防止、被害者支援」に関する部分を設け、「DV防止法※」に基づく本市の「基本計画」として位置づけます。

(5) 「女性活躍推進法※」に基づく本市の推進計画として位置づけ策定

「女性活躍推進法※」において、市町村は、国の基本方針及び都道府県の推進計画を勘案して、女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定するよう努めることが規定されています。

本市においては、「第4次プラン」に「あらゆる分野における女性の活躍推進」に関する部分を設け、「女性活躍推進法※」に基づく本市の「推進計画」として位置づけます。

## 5 プランの期間

「第4次プラン」の期間は、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間とします。

## 6 SDGs※と本市の取組み

SDGs※は、先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標で、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもので、令和12(2030)年を期限とする包括的な17の目標とその下に細分化された169のターゲットで構成されています。

本市では、これまで、SDGs※に基づいた様々な取組みやESD※による持続可能な社会を創る担い手の育成に取り組んできました。また、令和元(2019)年度には、本市がSDGs※の達成に向けて提案した取組みが評価され、「SDGs※未来都市」に選定されるとともに、国と協力しながら提案内容を具体化する3年間の「SDGs※未来都市計画」を策定し、SDGs※に関する取組みを行っています。SDGs※の全17の目標分野のうち、「目標5 ジェンダー※平等を実現しよう」は、すべてのゴールに関わっており、本計画においても、あらゆる施策にジェンダー※の視点を取り入れ、ジェンダー※平等の実現をめざします。



## 7 プランの体系

めざすもの	目 標	施策の方向
男女が生き生きと暮らしやすまわりの実現	<p style="text-align: center;"><b>I</b></p> <p>あらゆる分野における女性の活躍推進 (女性活躍推進法<sup>※</sup>に基づく推進計画 1~2)</p>	<p>1 働く場における女性の活躍推進</p> <hr/> <p>2 ワーク・ライフ・バランス<sup>※</sup>の推進</p> <hr/> <p>3 政策・方針決定の場への女性の参画拡大</p> <hr/> <p>4 地域・社会活動における男女共同参画の推進</p>
	<p style="text-align: center;"><b>II</b></p> <p>誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現</p>	<p>1 配偶者等からの暴力の防止、被害者支援 (DV防止法<sup>※</sup>に基づく基本計画)</p> <hr/> <p>2 生活上の困難や人権課題に直面した女性等への支援</p> <hr/> <p>3 生涯を通じた健康支援</p> <hr/> <p>4 防災・減災における男女共同参画の推進</p>
	<p style="text-align: center;"><b>III</b></p> <p>男女がともに生きる社会の実現への意識づくり</p>	<p>1 男女共同参画の浸透を図る学習・啓発の推進</p> <hr/> <p>2 学校教育における男女共同参画の推進</p> <hr/> <p>3 SDGs<sup>※</sup>の推進と国際交流の促進</p>

## 具体的な施策

- (1) 男女の均等な雇用と待遇の確保
  - (2) 雇用の場における女性の育成・登用推進
  - (3) 再就職に向けた支援
  - (4) 農林水産業、商工業等の分野における女性の経営参画の促進
- 
- (1) 多様で柔軟な働き方の推進
  - (2) 仕事と生活が両立できる環境づくりの促進
- 
- (1) 市における政策・方針決定過程への女性の参画推進
  - (2) 女性のエンパワーメント<sup>※</sup>のための支援
  - (3) 男女共同参画を促進する市民活動への支援
- 
- (1) 地域団体等における意思決定への女性の参画促進
  - (2) 男女がともに参画する地域活動の促進
- 
- (1) 配偶者等に対する暴力を許さない意識づくり
  - (2) DV等に対する相談対応
  - (3) 被害者に対する支援
  - (4) 性別に起因する人権侵害やセクシュアル・ハラスメント防止
- 
- (1) 高齢者や障がい者、性的少数者<sup>※</sup>等が安心して暮らせる環境づくり
  - (2) ひとり親家庭や経済的困窮家庭への支援
- 
- (1) 生涯にわたる男女の健康支援
  - (2) 妊娠・出産期における女性の健康支援
  - (3) 適切な性教育の推進
- 
- (1) 防災・減災対策への男女共同参画の視点の取り入れ
- 
- (1) 性別役割分担意識<sup>※</sup>や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス<sup>※</sup>)の解消
  - (2) 男女共同参画の浸透を図る学習・啓発の推進
- 
- (1) 学校教育における男女共同参画教育の推進
  - (2) キャリア教育<sup>※</sup>の充実
- 
- (1) SDGs<sup>※</sup>の理解促進
  - (2) 国際交流の促進と在住外国人への支援





## 第3章

# プランの内容



## 目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍推進

(目標Ⅰの施策の方向1と施策の方向2は、女性活躍推進法<sup>※</sup>に基づく推進計画)

国の第5次基本計画では2020年代の可能な限り早期に指導的地位を占める女性の割合を30%にすると定めています。しかしながら、令和4(2022)年に世界経済フォーラムが発表した男女格差を図るジェンダー・ギャップ指数<sup>※</sup>(GGI: Gender Gap Index)では日本は146カ国中116位と低く、特に政治分野と経済分野での女性の活躍が不十分であることが要因であり、これらは我が国の大きな課題です。

女性活躍推進法<sup>※</sup>では、事業所が女性活躍推進に主体的に取り組むことが求められており、そのために男性の家事や育児等の家庭生活への参画の促進に取り組むことが同法の基本指針に示されています。「働き方改革関連法」では労働時間の短縮への取組みが、改正育児・介護休業法では、男性の育児休業取得推進の強化が事業所に求められています。女性の活躍推進と共に男性のワーク・ライフ・バランス<sup>※</sup>を進める取組みへの法整備が進められています。また、コロナ禍においてテレワークやオンライン会議などが導入され、新たな働き方が広がってきています。

しかし、女性の結婚・出産・育児を機に仕事を中断する傾向や非正規雇用として働く女性の割合が高いこと、管理職等における女性の比率が低いこと、さらには、男女間の賃金格差など、女性の職業生活における活躍推進の課題は依然として解決されていません。

今後は、女性に対する採用や昇進等の機会の積極的な提供、固定的な性別役割分担意識<sup>※</sup>の解消等、女性の職業生活における活躍を推進するための支援を行うとともに、職業生活と家庭生活の両立を図るために必要な環境づくりを促進していきます。また、審議会など市の政策決定の場や身近な地域社会での意思決定の場などあらゆる分野における女性の参画を推進するため、国・県や関係機関・団体と連携しながら取り組みます。

### 【施策の方向】

1. 働く場における女性の活躍推進
2. ワーク・ライフ・バランス<sup>※</sup>の推進
3. 政策・方針決定の場への女性の参画拡大
4. 地域・社会活動における男女共同参画の推進

## 施策の方向1 働く場における女性の活躍推進

就業は生活の経済的基盤であり、自己実現につながるものです。働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる社会づくりが重要です。

令和3(2021)年度「大牟田市男女共同参画に関する事業所調査」によると、事業所における女性の管理職（係長相当職以上、役員含む）の割合は、前回調査（平成28(2016)年）とほぼ同じ割合で、女性登用の推進が伸び悩んでいる状況です。今後、女性の登用が一層進むよう、将来指導的地位へ成長させていく人材の層を厚くするための取組みを進めることが求められています。

令和4(2022)年度「大牟田市まちづくり市民アンケート」によると、「職場において男女の地位が平等」と回答している人は、21.2%とまだ全体の2割程度に過ぎず、31.6%の人が「男性が優遇」、「どちらかというとな性が優遇」と回答するなど平成30(2018)年度同調査とほとんど変化が見られず、職場における女性の活躍を実感できる状況には至っていません。

女性が活躍しやすい職場の環境づくりを進めるため、関係機関・団体と連携し、社会全体の機運の醸成や企業等の理解を進めるための啓発を推進します。

また、我が国の開業率は、他の先進国に比べて低い傾向にあります。とくに、女性の起業家の占める割合は、男性の半分となっており、働く場における女性の個性と能力を発揮する選択肢の一つとして、意識の啓発が必要です。

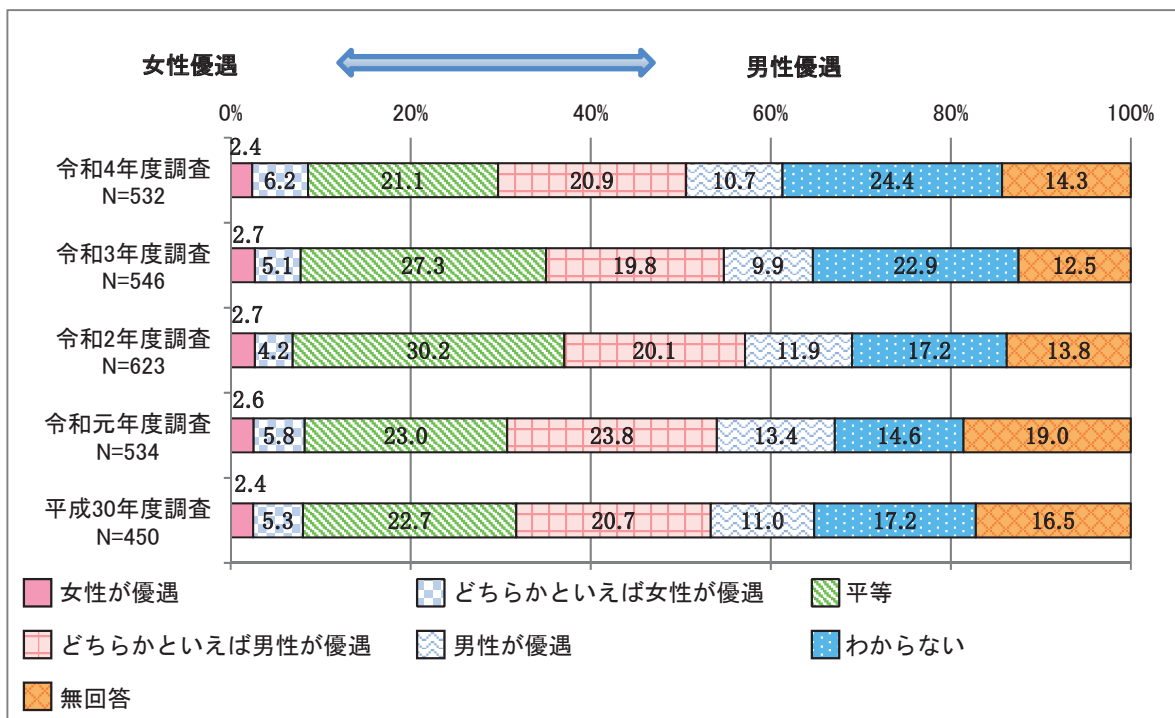
農林水産業などの自営業では、家庭内で役割分担をしながら働いているケースが多いと考えられます。また、就業の場と家庭が同一の場であることも多く、仕事に従事する時間と生活の時間の区別が付きにくい状況があります。とくに、家族経営の場合は、明確に報酬を規定していない場合もあり、労働の評価は分かりにくくなっているケースもみられます。今後も、経営における方針決定過程や家庭生活における役割において、男女がともに参画できるよう、関係者に対し意識の醸成等の取組みを推進します。

### 事業所における係長相当職以上の管理職に占める女性の割合（大牟田市）

管理職	今回調査			前回調査(平成28年)		
	総数	うち女性		総数	うち女性	
役員	387人	87人	22.5%	589人	148人	25.1%
部長相当職	292人	43人	14.7%	428人	50人	11.7%
課長相当職	570人	97人	17.0%	818人	153人	18.7%
係長相当職	646人	191人	29.6%	854人	248人	29.0%
合計	1,895人	418人	22.1%	2,689人	599人	22.3%

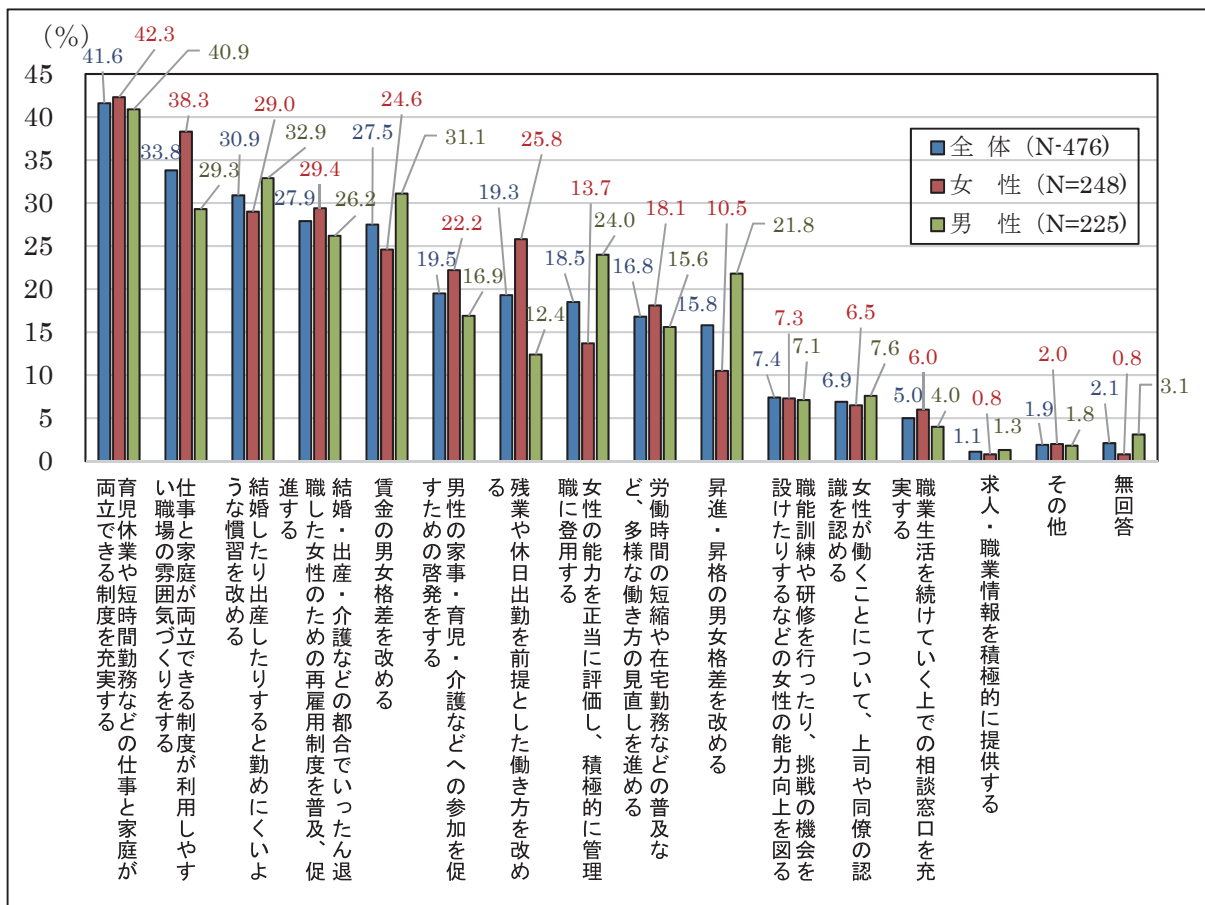
(資料：令和3(2021)年度大牟田市男女共同参画に関する事業所調査)

### 職場における男女の地位の平等感（大牟田市）



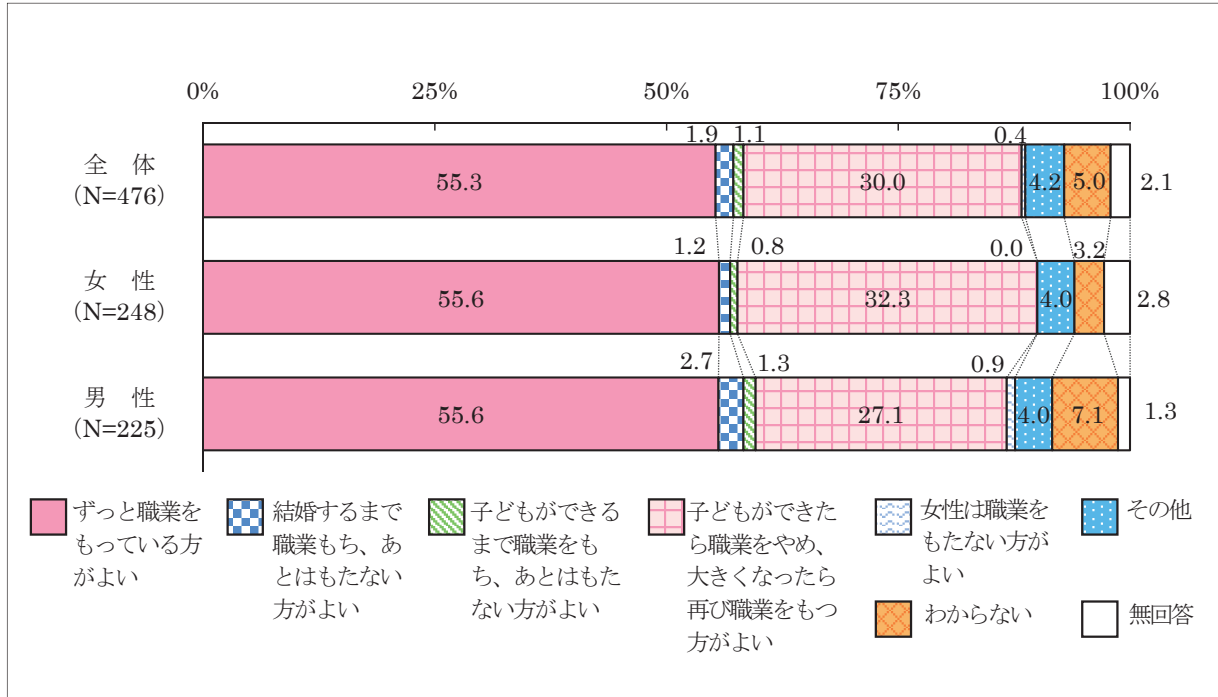
（資料：大牟田市まちづくり市民アンケート）

### 女性が職業をもち、働き続けるために必要なこと（大牟田市）



（資料：令和3(2021)年度大牟田市男女共同参画に関する市民意識調査）

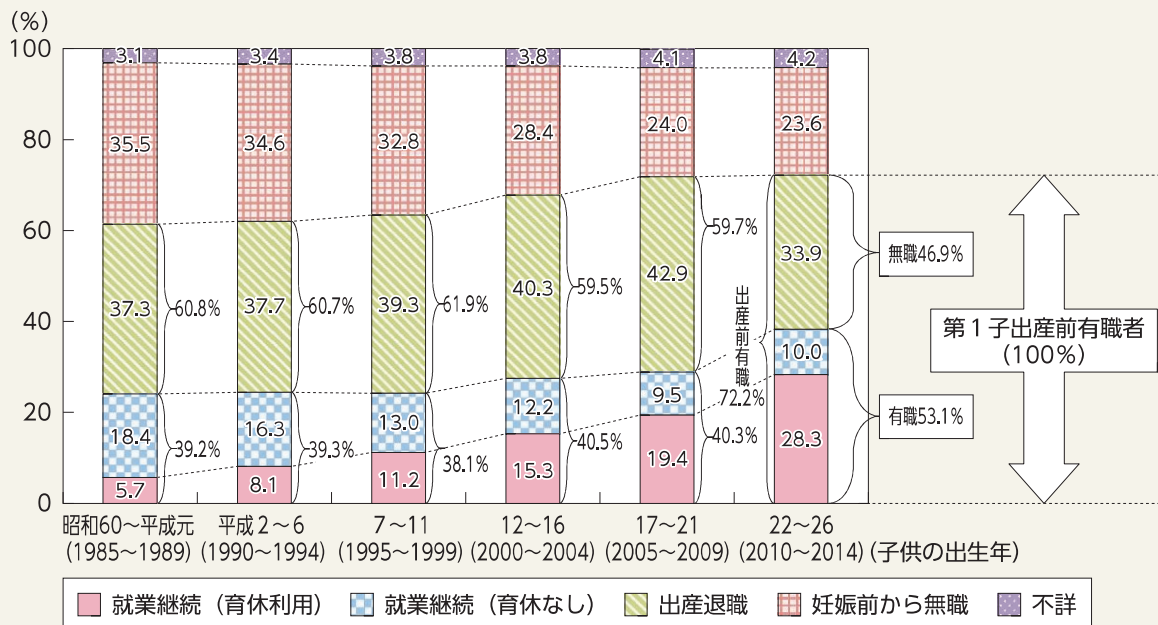
## 女性が職業を持つことへの考え方（大牟田市）



（資料：令和3(2021)年度大牟田市男女共同参画に関する市民意識調査）

## 2-18図 子供の出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴

○第1子出産前に就業していた女性の就業継続率（第1子出産後）は上昇傾向にあり、平成22（2010）～26（2014）年に第1子を出産した女性では53.1%。



- （備考）
1. 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」より作成。
  2. 第1子が1歳以上15歳未満の初婚どうしの夫婦について集計。
  3. 出産前後の就業経歴  
 就業継続（育休利用）－妊娠判明時就業～育児休業取得～子供1歳時就業  
 就業継続（育休なし）－妊娠判明時就業～育児休業取得なし～子供1歳時就業  
 出産退職－妊娠判明時就業～子供1歳時無職  
 妊娠前から無職－妊娠判明時無職

（資料：令和4(2022)年版 男女共同参画白書）



## 具体的な施策

### (1) 男女の均等な雇用と待遇の確保

No.	推進項目	取組概要	担当課
1	男女雇用機会均等法等の広報啓発	国・県等関係機関と連携・協力して、男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業制度等の周知のための広報を行います。	福祉課 (障害福祉担当)

### (2) 雇用の場における女性の育成・登用推進

No.	推進項目	取組概要	担当課
2	女性活躍推進のための啓発	国や県と連携し、企業や事業所、行政関係に対して、広報おおむたやホームページ等により、女性の積極的登用等に関する啓発を行います。	人権・同和・男女共同参画課
3	女性職員の登用推進	意識改革を進める研修・啓発の推進により、慣行等によって生じた性別役割分担的な古い意識を払拭しつつ、性別にとらわれない職務経験による女性職員の能力開発を行いながら、管理職及び監督職への新規登用について、積極的に取り組みます。	人事課
4	女性職員の職域拡大	人事異動を行って行く中で、有効な能力開発を図りながら、従来の業務分野等にとらわれることなく、女性職員の新たな職域への配置について、積極的に取り組みます。 将来の管理監督職候補となるべき職員の育成を図るため、男女で偏りがないよう、多様なポストへ積極的な配置に取り組みます。	人事課
5	国・県等が実施する職業能力開発講座等に関する情報提供	久留米職業訓練センターなどが実施するパソコンや簿記など職業能力を開発する講座の開催並びに参加募集について、広報おおむたやホームページ、SNS等に掲載し、市民に対して情報提供を行います。	福祉課 (障害福祉担当)

### (3) 再就職に向けた支援

No.	推進項目	取組概要	担当課
6	就労に関する情報提供及び支援	ハローワークの求人情報を掲示板に張り出して、就職の情報提供を行います。また、県等が開催する就職に向けたセミナー等の広報や県との連携による子育て女性等就業相談を実施します。	福祉課 (障害福祉担当)

### (4) 農林水産業、商工業等の分野における女性の経営参画の促進

No.	推進項目	取組概要	担当課
7	女性の参画を促進するための啓発（商工業）	商工会議所と連携して、商工業等の分野における女性の参画を促進する啓発を行います。	産業振興課
8	女性の参画を促進するための啓発（農・漁業）	農・漁業組合等における方針等の決定の場への女性の参画が促進されるよう、関係者や農・漁業者に対して意識啓発を図ります。	農林水産課
9	女性の参画を促進するための啓発（農業委員）	農業委員会と連携しながら、女性農業委員の登用が促進されるよう、積極的に啓発を行います。	農林水産課
10	家族経営協定 <sup>※</sup> など女性の経営参画の推進	農業委員会と連携しながら、農業者に家族経営協定 <sup>※</sup> についての啓発を行います。	農林水産課

## 施策の方向2 ワーク・ライフ・バランス<sup>※</sup>の推進

多様な立場の人がその能力を十分に発揮するために、就労の場においては、性別に関わらず安心して子育てや介護ができる環境整備が求められ、ワーク・ライフ・バランス<sup>※</sup>の推進は重要です。

令和3(2021)年度「大牟田市男女共同参画に関する市民意識調査」では、「男性が女性とともに家事や育児、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なこと」として、「夫婦の間で家事などの分担をするように十分話し合うこと」、「企業が多様な働き方を認め、家事、子育て、介護、地域活動を担うことができるように環境整備すること」、「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」の3項目が高くなっています。市民において

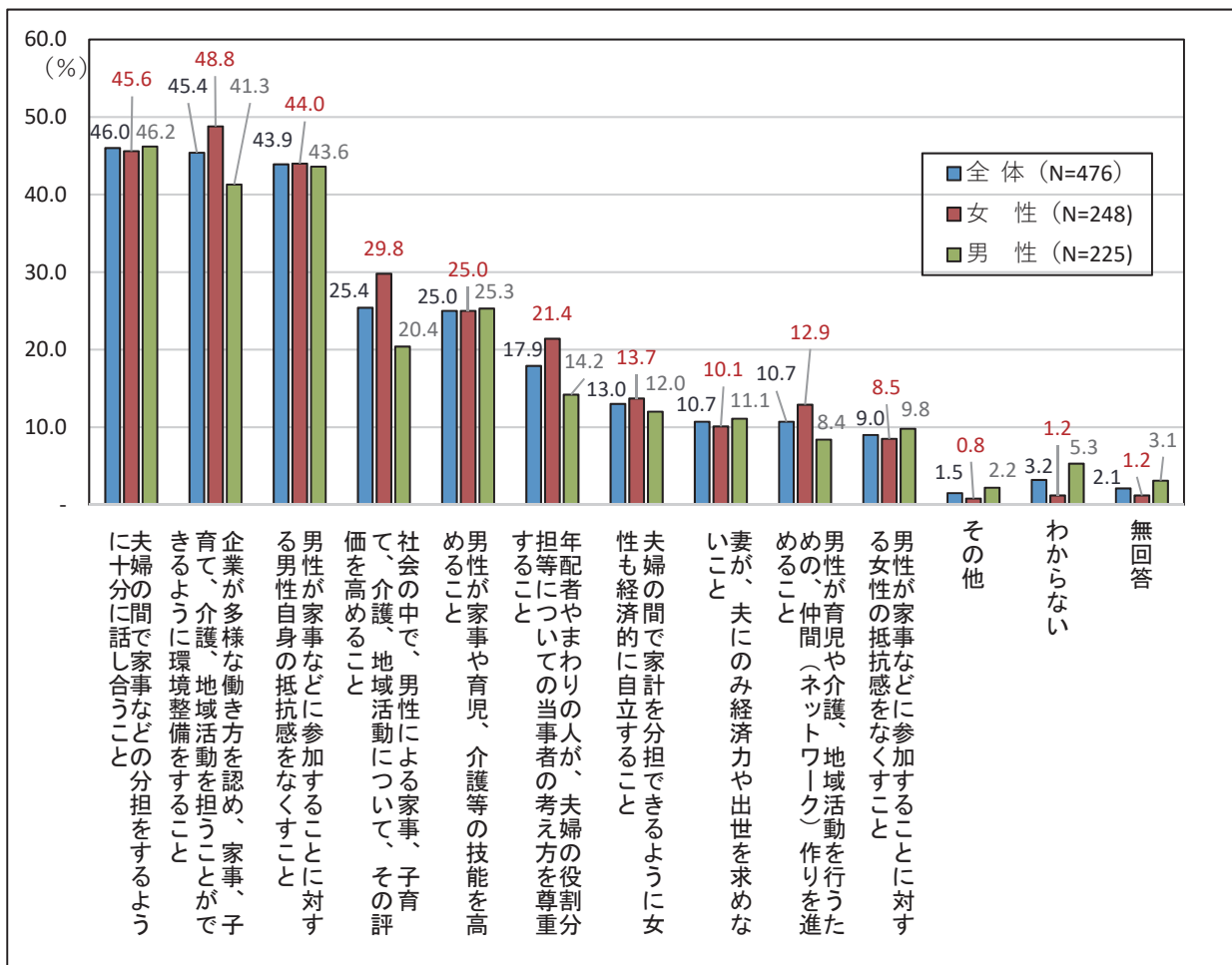


は、自分の希望するバランスで、仕事や家庭・地域生活にかかわっていくことを求めており、企業等の環境整備や男女を問わず意識改革は重要です。

多様で柔軟な働き方を通じた仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス<sup>※</sup>）が実現できるよう、企業等に向けて情報提供していきます。

ワーク・ライフ・バランス<sup>※</sup>について、長時間労働の削減、休暇の取得などによる働き方改革を推進します。また、ライフスタイルに応じた多様な保育サービスや子育て支援、介護サービス等の充実を図るとともに、男性の家事・育児・介護等への家庭参画を促進します。

### 男性が女性とともに家事、育児、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なこと (大牟田市)



(資料：令和3(2021)年度大牟田市男女共同参画に関する市民意識調査)

## 具体的な施策

### (1) 多様で柔軟な働き方の推進

No.	推進項目	取組概要	担当課
11	働き続けやすい雇用環境づくりに向けた情報提供	国、県等関係機関と連携し、テレワーク等の導入等、新しい生活様式を踏まえた多様な働き方について、事業所等へ情報提供を行います。また、女性の就労支援に向けて、労働についての情報や学習機会の提供等の広報を行います。	福祉課 (障害福祉担当)
12	市における男性職員の子育て目的の休暇等の取得促進	子育ての始まりの時期に親子の時間を大切に、子どもを持つことに対する喜びを実感するとともに、出産後の配偶者を支援するため、男性職員の育児のための連続休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みます。	人事課

### (2) 仕事と生活が両立できる環境づくりの促進

No.	推進項目	取組概要	担当課
13	ワーク・ライフ・バランス※についての啓発	ワーク・ライフ・バランス※（仕事と生活の調和）推進のため、国・県や関係機関・団体と連携し、講演会等の事業を開催するとともに、広報おおむたやホームページ等を活用し、市民や事業者等に啓発を行います。	福祉課 (障害福祉担当) 人権・同和・男女共同参画課
14	仕事と家庭が両立できる環境づくりの推進	働きながらも安心して子育てができる環境づくりに向けて、大牟田市子ども・子育て支援事業計画に基づき、質の高い教育・保育の提供や、多様な保育サービスの充実に取り組みます。	子ども育成課

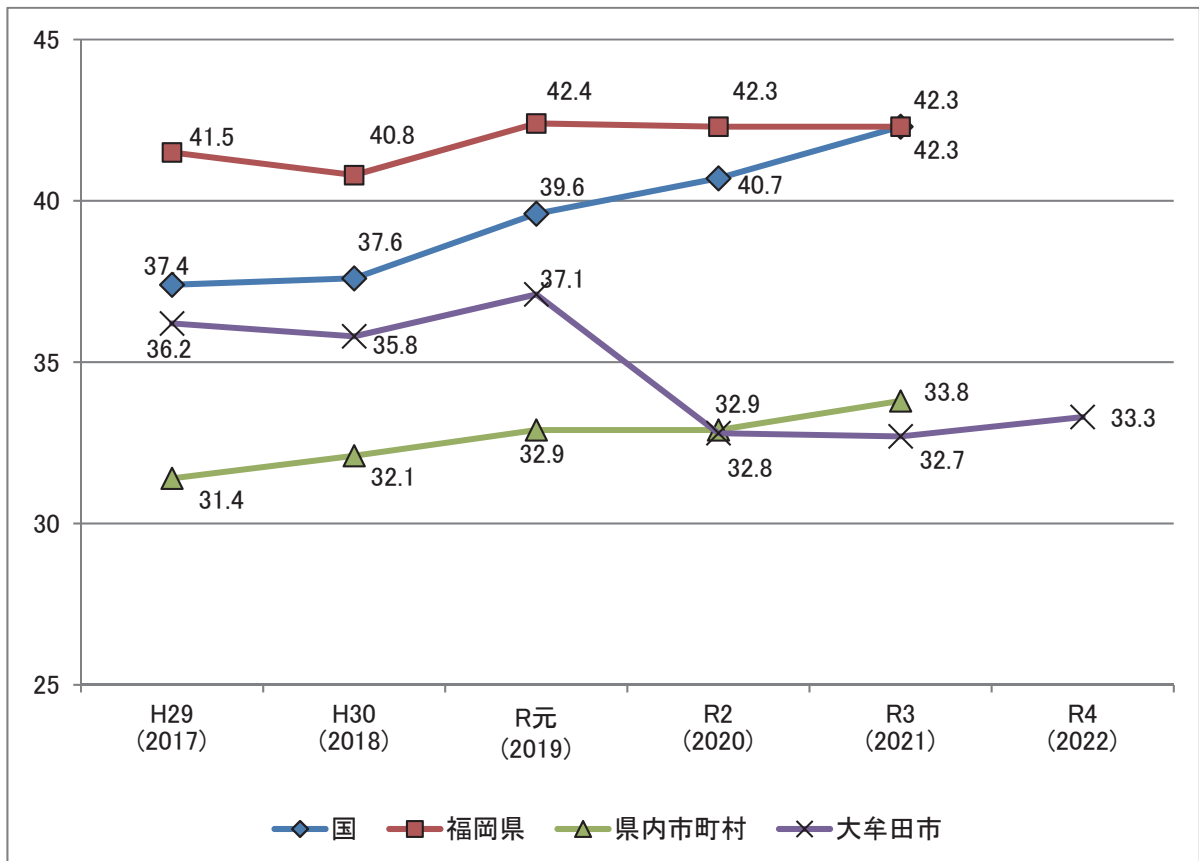
### 施策の方向3 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

誰もが意思や意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会を築くためには、男女がそれぞれの能力を発揮し、政策・方針決定過程の場や、地域活動など、さまざまな場面で活躍できる環境づくりが不可欠です。そのためには、女性が自らの能力を高めていくとともに、エンパワーメント※（力をつけること）の拡大を図り、政策・方針決定の場への役職やリーダー的存在に女性を増やしていく取組みが必要です。

本市では、平成29(2017)年度に策定した第3次おおむた男女共同参画プランの中で、「審議会等委員への女性委員の登用率」を令和4(2022)年度までに42%とする計画目標を掲げていましたが、令和4(2022)年4月時点で33.3%となっています。今後も引き続き登用率向上に取り組む必要があります。

今後は、女性がそれぞれの能力を発揮し、行動できるように、さらなる情報提供等の支援を行うとともに、あらゆる分野における意思決定過程の場に女性の積極的な参画を促進します。

審議会等における女性委員の登用率



※基準日：各年の4月1日

## 具体的な施策

### (1) 市における政策・方針決定過程への女性の参画推進

No.	推進項目	取組概要	担当課
15	審議会等委員への女性の参画推進	審議会等委員への女性の参画を推進するため、委員任命に当たっては「大牟田市審議会等の設置運営及び公開に関する要綱」に基づき、関係部局と事前協議を徹底するなど適切、効果的な運用を行います。	総合政策課 人権・同和・男女共同参画課
16	女性人材リストの充実・活用	審議会等委員への女性の参画を推進するため、大牟田市内外で活動し、市政に関心があり、審議会等に参加する意欲のある女性の人材リストを作成し、その情報を提供します。	人権・同和・男女共同参画課

### (2) 女性のエンパワーメント※のための支援

No.	推進項目	取組概要	担当課
17	人材育成のための学習機会の提供（プラネットおおむた事業）	方針決定の場や団体活動等の中で、必要な知識・技術について、女性のエンパワーメント※（力をつけること）のため、県等の開催する研修会への派遣や、学習情報の提供等を行います。	人権・同和・男女共同参画課

### (3) 男女共同参画を促進する市民活動への支援

No.	推進項目	取組概要	担当課
18	市民活動への支援	男女共同参画の推進に取り組む市民団体等の自主的な活動を促進するため、活動に係る助言や広報、情報提供等を行うとともに、ネットワーク形成へ向けて支援を行います。	人権・同和・男女共同参画課

## 施策の方向4 地域・社会活動における男女共同参画の推進

地域社会で男女共同参画社会<sup>\*</sup>を形成し、多様性が反映された豊かな生活の場としていくためには、地域社会のあらゆる意思決定の場に性別に関わらずすべての人が対等な立場で参画し、多様な考え方を生かしていくことが大切です

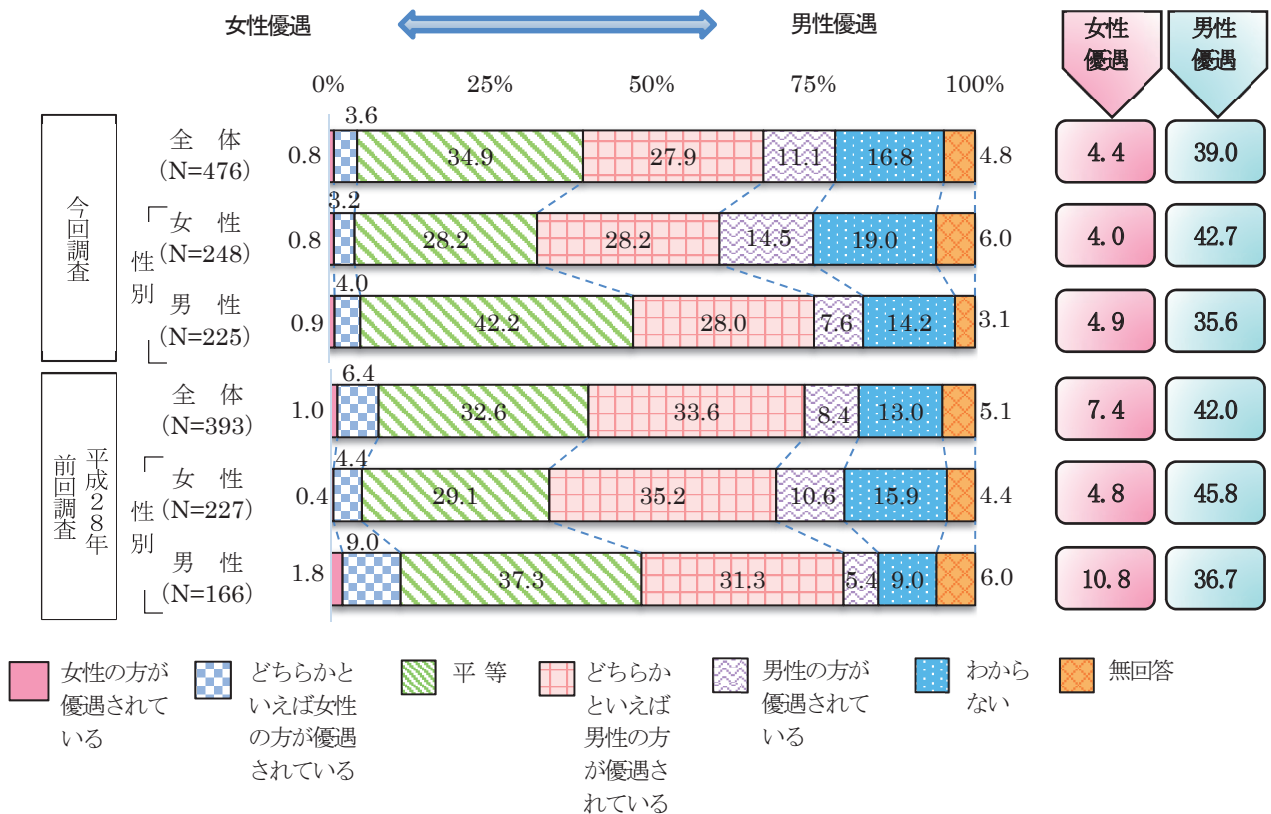
しかし、地域社会においては、固定的性別役割分担意識<sup>\*</sup>に基づく社会慣習が未だに大きく影響しており、意思決定の場において、多くが男性中心という現状が見受けられます。

令和3(2021)年度「大牟田市男女共同参画に関する市民意識調査」によると、「地域活動の場で男女が平等である」と回答した人の割合は、34.9%と、前回調査(平成28(2016)年度)と大きな変化がなく、『男性優遇』と感じている人の割合も39.0%と少なくありません。

一方、同調査の「地域の意思決定の場へ女性が積極的に参加することについて」では、「必要と思う」、「どちらかといえば必要と思う」と回答した人の割合が89.3%となっており、大部分の人が女性の参加を肯定している現状がみられます。

今後は、地域活動の場において、性別で役割を固定化することなく、女性の社会的参画が促進されるよう、男女共同参画の視点から意識の醸成や環境整備、また、人材育成を図るとともに、性別に関係なくすべての人が主体的に参画する地域活動の推進に向けて啓発を行います。

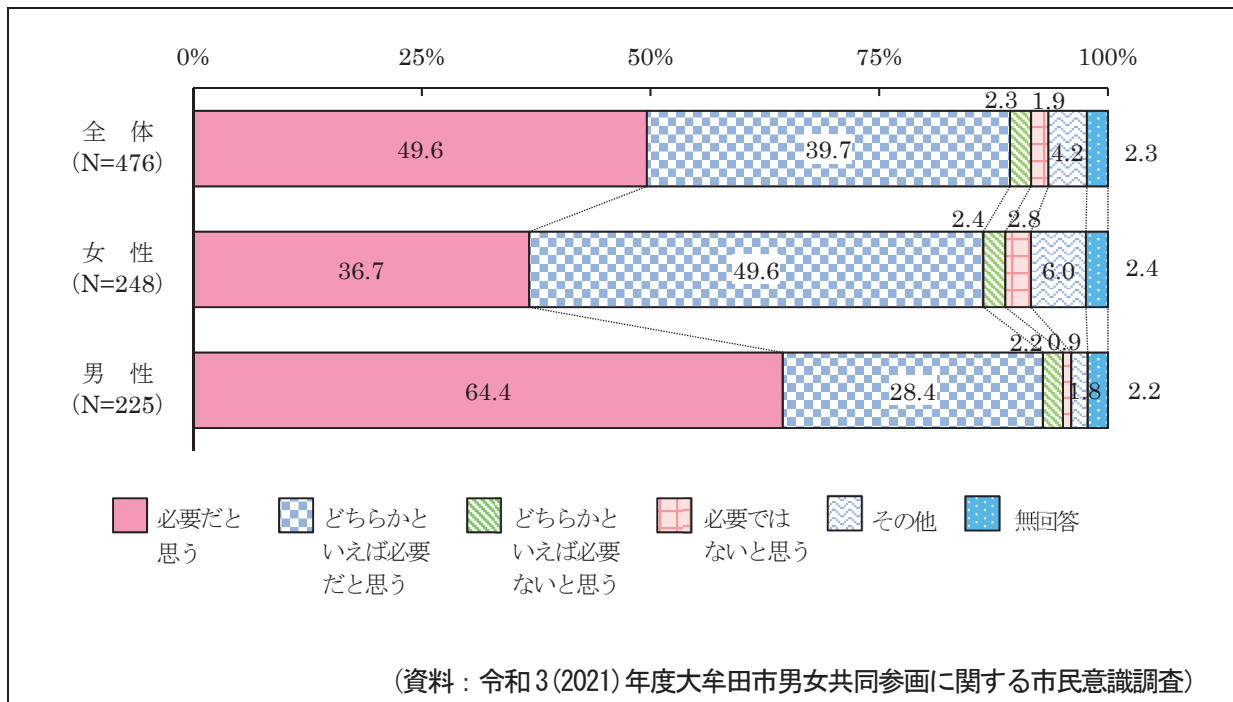
地域活動・社会活動の場での男女の地位の平等感(大牟田市)



(資料：令和3(2021)年度大牟田市男女共同参画に関する市民意識調査)



### 地域の意思決定の場へ女性が積極的に参加することについて（大牟田市）



### 地域における役職への女性の参画状況（大牟田市）

	平成30年			令和元年			令和2年			令和3年			令和4年		
	総数(人)	うち女性(人)	女性比率(%)	総数(人)	うち女性(人)	女性比率(%)	総数(人)	うち女性(人)	女性比率(%)	総数(人)	うち女性(人)	女性比率(%)	総数(人)	うち女性(人)	女性比率(%)
小学校PTA会長	20	4	20.0	20	3	15.0	20	2	10.0	19	2	10.5	19	1	5.3
中学校PTA会長	8	3	37.5	8	4	50.0	8	3	37.5	9	3	33.3	9	1	11.1
町内公民館長	218	19	8.7	322	40	12.4	322	40	12.4	336	52	15.5	342	54	15.8
校区町内公民館連協会長	2	0	0	2	0	0	10	0	0.0	10	0	0.0	7	0	0.0
校区まちづくり協議会長	17	1	5.9	17	1	5.9	17	1	5.9	17	1	5.9	17	1	5.9
民生委員・児童委員	284	177	62.3	295	178	60.3	285	184	64.6	285	187	65.6	284	184	64.8
校区民生委員・児童委員協議会長	19	5	26.3	19	5	26.3	19	6	31.6	19	8	42.1	19	8	42.1
スポーツ推進委員	53	7	13.2	52	7	13.5	55	8	14.5	54	8	14.8	55	8	14.5

※基準日：各年の4月1日現在

## 具体的な施策

### (1) 地域団体等における意思決定への女性の参画促進

No.	推進項目	取組概要	担当課
19	地域団体等における各種研修を通じた女性の人材育成及び活用	地域団体等が参加する各種研修等において地域活動を行う女性の人材発掘や育成、活用のための啓発を行います。	地域コミュニティ推進課 人権・同和・男女共同参画課

### (2) 男女がともに参画する地域活動の促進

No.	推進項目	取組概要	担当課
20	男女がともに参画する地域・社会活動の促進	地区公民館で活動するサークルへ、様々な機会をとらえて男女が共に参画する地域活動について啓発を行います。	生涯学習課 人権・同和・男女共同参画課
21	女性のスポーツ活動の推進	地域における女性のスポーツ実施意欲を向上させる取り組みや、働く世代・子育て世代に対して、通勤時間や休憩時間等を活用した運動・スポーツ活動を促進し、スポーツ実施率の向上を図ります。	スポーツ推進室

## 目標Ⅱ 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

男女共同参画社会<sup>\*</sup>を実現していくためには、性別はもとより、一人ひとりが自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮でき、困難な状況に置かれた場合でも包括的な支援が受けられるまちづくりを推進することが求められています。

とりわけ、大規模災害の発生や感染症の流行は、すべての人の生活を脅かすと同時に、女性や社会的に弱い立場にある人々が特に深刻な影響を受けることが懸念され、平常時からあらゆる施策に男女共同の視点を含めることが重要となります。

また、配偶者等からの暴力（DV）やセクシュアル・ハラスメント等については、重大な人権侵害であるとともに、犯罪となりうる行為を含むものであり、男女がお互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画の形成を大きく阻害するものです。多くの場合、被害者は女性であり、関係機関等が連携し、その予防と被害者支援等に取り組む必要があります。

このほか、男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、男女の健康を生涯にわたり包括的に支援するための取組みや、男女の性差に応じた健康を支援するための取組みが必要です。

さらには、高齢者、障がい者、性的少数者<sup>\*</sup>等であることで、困難な状況に置かれることなく、安心して暮らせるように、人権尊重の観点からの配慮等が必要です。

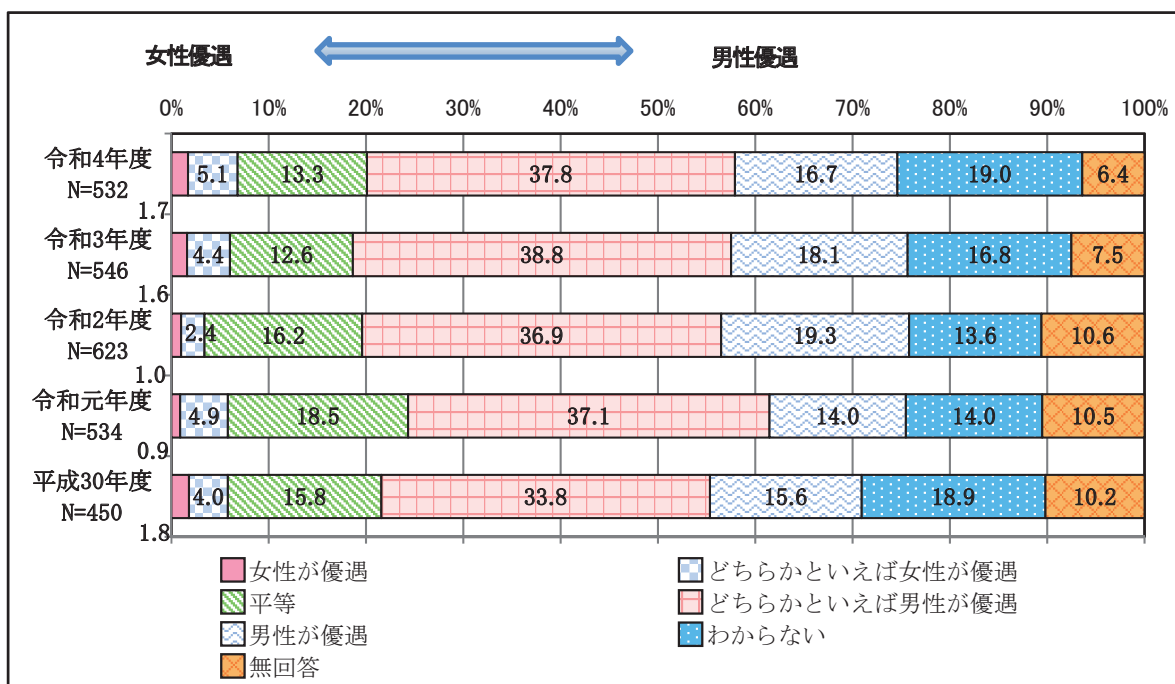
今後も、人権尊重の理念に対する認識を深め、男女それぞれの人権が侵害されることのないように意識啓発や被害者支援等に取り組めます。

### 【施策の方向】

1. 配偶者等からの暴力の防止、被害者支援
2. 生活上の困難や人権課題に直面した女性等への支援
3. 生涯を通じた健康支援
4. 防災・減災における男女共同参画の推進



### 社会全体における男女の地位の平等感（大牟田市）



(資料：大牟田市まちづくり市民アンケート)

#### 施策の方向1 配偶者等からの暴力の防止、被害者支援

(大牟田市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画：DV防止法※に基づく基本計画)

配偶者や交際相手からの暴力（DV）は、個人の尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。人権尊重の視点からその予防と被害からの回復のための取り組みを推進し、暴力の根絶を図ることは、克服すべき重要な課題です。

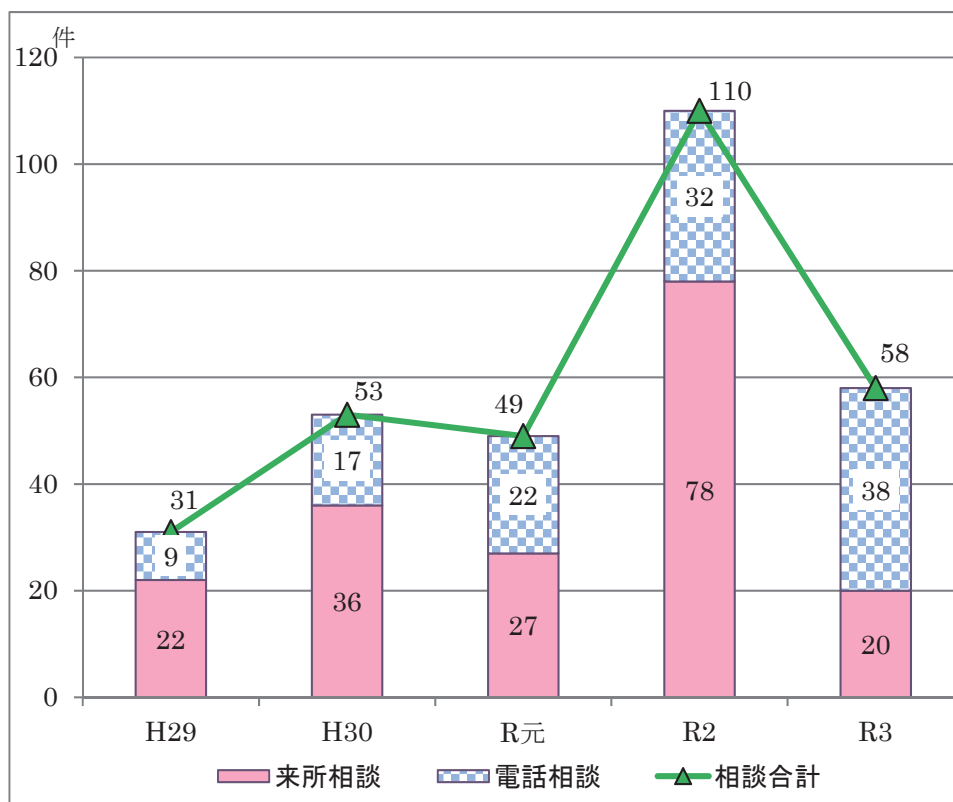
令和3(2021)年度「大牟田市男女共同参画に関する市民意識調査」によると配偶者や交際相手などから身体的暴力を受けたことのある市民は、約17%、精神的暴力を受けたことのある市民は約15%となっています。また、市民の身体的暴力と精神的暴力に関する認識は、身体的暴力に関しては、ほとんど差が見られませんが、精神的暴力については、女性に比べ男性のほうが低い傾向があり、暴力行為に対する認識が十分でないことがうかがえます。

本市の男女共同参画センターにおける暴力（DV）についての相談件数は、令和3(2021)年度は58件で、ここ数年増加傾向にあります。しかし、同調査によると、暴力を受けた女性で相談した人は約30%とかなり低く、被害者が潜在化している状況がうかがえます。

このような状況を踏まえ、配偶者や交際相手からの暴力（DV）の根絶へ向けて、関係機関・団体等と連携し、暴力を生まないための啓発を行うとともに、相談対応や緊急一時保護等の被害者支援の強化に取り組み、あらゆる暴力の根絶をめざします。

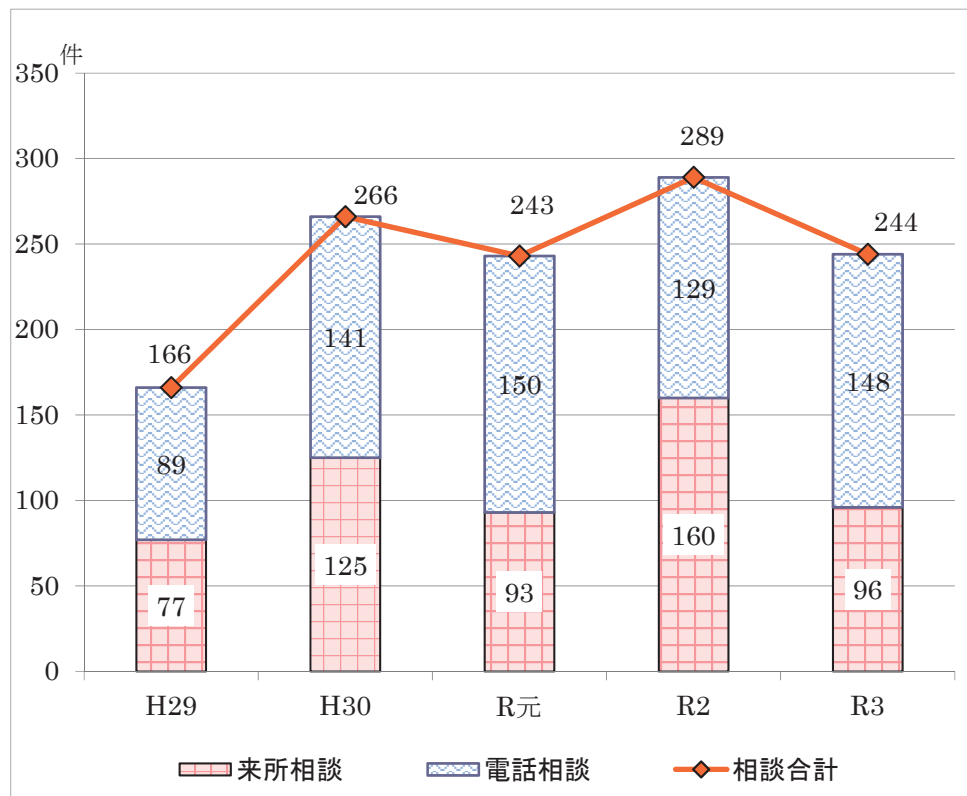
また、セクシュアル・ハラスメントや性別に起因する人権侵害についても防止に向けた意識啓発や制度の周知に取り組みます。

### 配偶者等からの暴力についての相談件数（大牟田市）



※ R2(2020)年の相談件数は、特別定額給付金申請のための相談件数を含む。

### 男女共同参画センターの相談件数（大牟田市）



## 具体的な施策

### (1) 配偶者等に対する暴力を許さない意識づくり

No.	推進項目	取組概要	担当課
22	配偶者等に対する暴力を許さない意識づくりに向けた啓発	配偶者等に対する暴力を許さない意識づくりに向け、広報おおむたやホームページ等により啓発を行います。	人権・同和・男女共同参画課
23	配偶者等に対する暴力を許さない意識づくりに向けた学習機会の提供	配偶者等からの暴力（DV）防止に関する理解を深めるために、講座等を開催します。	人権・同和・男女共同参画課

### (2) DV等に対する相談対応

No.	推進項目	取組概要	担当課
24	相談窓口や支援機関等の周知	DV等の相談窓口の所在や支援機関等について、周知を図るため、広報おおむたやホームページ、DV情報カード、ポスターを公共施設や商業施設等に設置します。	人権・同和・男女共同参画課
25	相談体制の充実	相談者に対する適切な支援を行うため、女性相談員を配置し、専用電話を設け、関係機関と連携し、各種相談に対応します。また、相談員の資質向上に努めます。	人権・同和・男女共同参画課

### (3) 被害者に対する支援

No.	推進項目	取組概要	担当課
26	被害者の安全確保と自立に向けた情報提供	被害者の緊急避難が必要な際に、一時保護施設への入所などケースに応じた支援や迅速かつ適切な保護を行います。また、被害者の自立に向けた情報提供や助言等の支援を行います。	人権・同和・男女共同参画課

27	被害者への住居支援	市営住宅の抽選に際し、申込者本人が配偶者からの身体的暴力等を受けているDV被害者である場合には抽選倍率を優遇します。	建築住宅課
28	被害者の自立に向けた支援	DV等から保護した母子を母子生活支援施設へ措置入所させ、母子の安全を確保し、精神的に支えるとともに、生活基盤の安定及び自立に向けた支援を行います。	子ども家庭課
29	被害者への生活支援	関係課及び関係機関との連携を図り、被害者からの生活保護の相談及び申請に基づき、実態調査を実施した上で保護を決定し、経済的な支援を中心に援助を行います。	保護課
30	犯罪被害者等支援に関する広報・啓発事業	二次被害の防止、犯罪被害者等への支援の必要性について市民等の理解を深めるため広報及び啓発を行います。	生活安全推進課
31	犯罪被害者等見舞金支給事業	犯罪被害者等に対し、経済的な負担の軽減等を目的に、支給規則に基づき見舞金（遺族見舞金：30万円、傷害見舞金：10万円）を支給します。	生活安全推進課
32	犯罪被害者等支援相談事業	犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。また、庁内関係部署から成る庁内連携体制（会議体）を構築し、犯罪被害者等へ必要な情報・支援を効果的・効率的に届ける体制を整えます。	生活安全推進課

#### （４）性別に起因する人権侵害やセクシュアル・ハラスメント防止

No.	推進項目	取組概要	担当課
33	青少年健全育成のための有害環境浄化	書店等の販売業者に対し、青少年の健全育成上好ましくない有害図書類の陳列及び閲覧防止の要望書の配布を行い、県条例が適切に運用されているかについての立入調査を行います。	生活安全推進課

34	人権侵害防止のための啓発	人権尊重の理念や社会制度の理解促進に関する研修会・講演会等の開催及び広報啓発を行います。性別に起因する様々な人権侵害についての相談窓口について周知・啓発を行います。	人権・同和・男女共同参画課
35	苦情処理制度の適切な運用と啓発	市が行う男女共同参画に関する施策への苦情及び市内で生じた性別による差別的取扱い等についての救済の申出に対し、適切且つ迅速に処理をします。また、制度の市民への普及・啓発に努めます。	人権・同和・男女共同参画課
36	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた取組みの広報啓発	国・県等関係機関が実施するセクシュアル・ハラスメントにかかる労働相談会等の広報を行います。	福祉課 (障害福祉担当)
37	教職員の不祥事防止研修の充実	市立小・中・特別支援学校全てにおいて、不祥事防止（モラル研修）の研修会を年4回実施します。セクシュアル・ハラスメント等の相談窓口を学校教育課に設置し、校長研修会等での周知・啓発に努めます。	学校教育課

## 施策の方向2 生活上の困難や人権課題に直面した女性等への支援

令和4(2022)年9月1日現在の住民基本台帳によると、本市の65歳以上の高齢者数は、40,947人で、高齢化率は37.6%となっており、全国や福岡県と比べ高い割合となっています。また、今後においても、人口減少が進行する中、令和7(2025)年には、団塊の世代が後期高齢者となるなど、高齢者の割合や障害者手帳を持つ人の割合は増加傾向にあります。

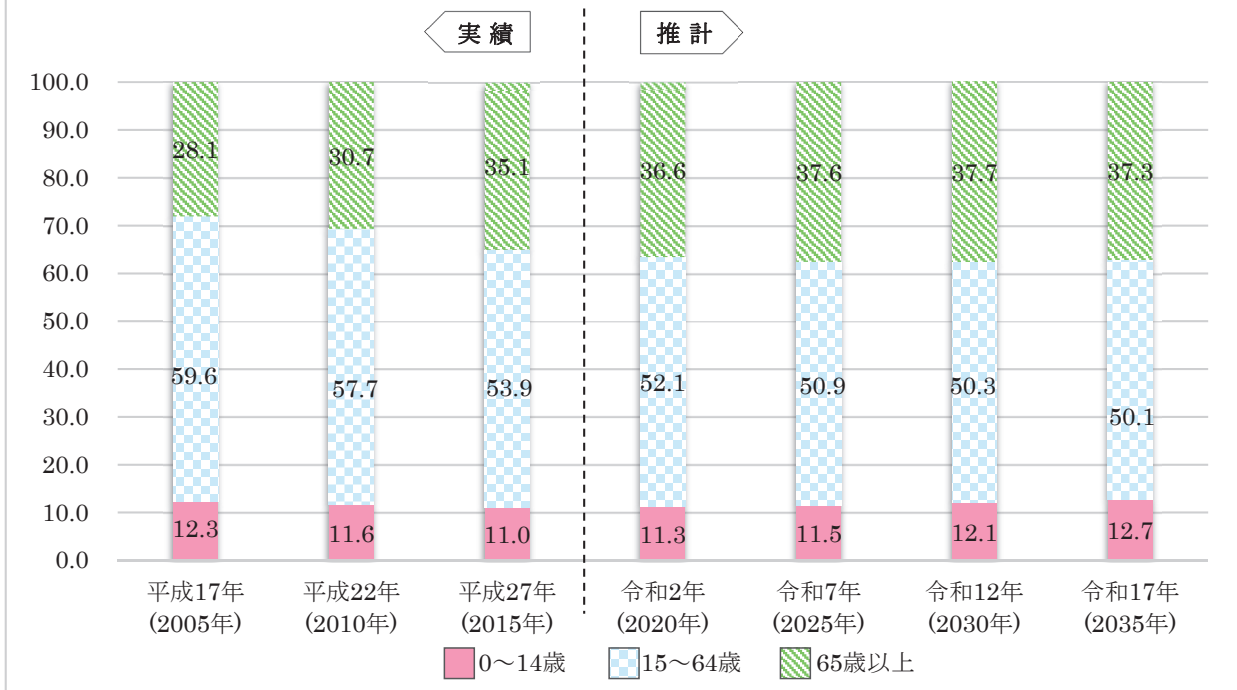
このような中、一人暮らし高齢者の約7割が女性であることや、高齢者介護の担い手の約7割が女性です。

このほか、市内には、ひとり親家庭、障がい者、外国人、貧困状態にある人、性的少数者※など、様々な困難を抱えながら生活している人に、性別によるものを理由とした問題が加わり、これらが複合的に合わさることで更なる困難に置かれているケースがあります。

また、ひとり親家庭等については、生活の安定を図り自立できるよう国や県と連携して支援を進めます。新型コロナウイルスの感染拡大は、非正規雇用の割合が高い女性の生活や心身に深刻な影響をもたらしているとの報告(内閣府)がされています。経済的困窮を抱える人が自立できるよう、一人ひとりの状況に応じた多様な支援を関係機関と連携しながら進めます。

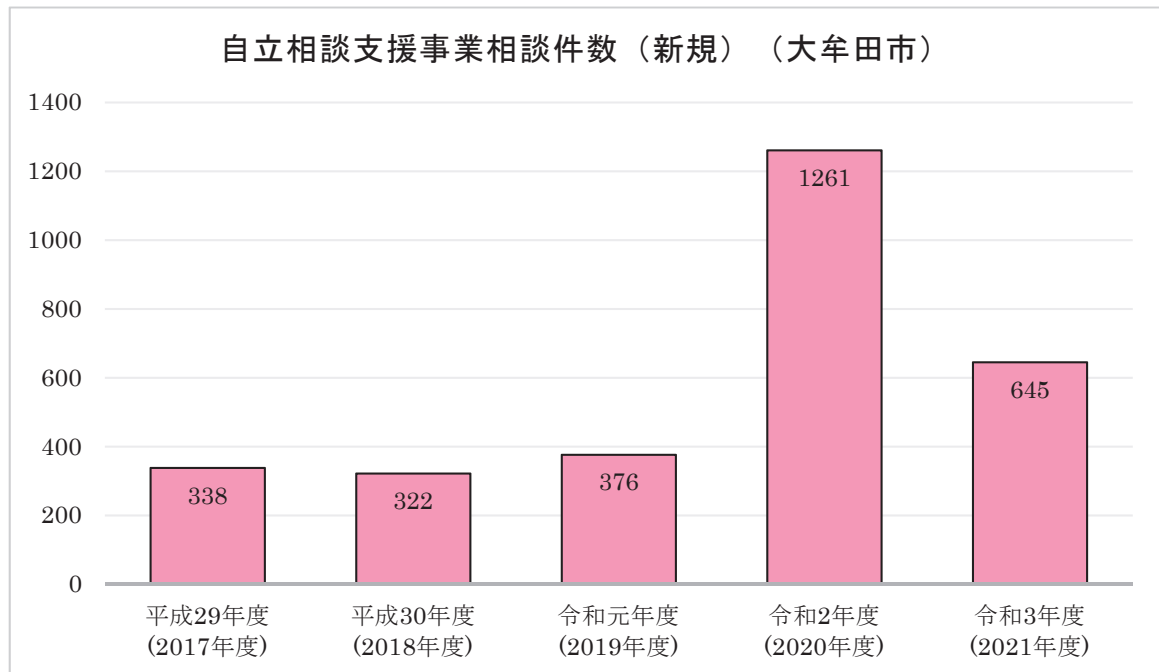


### 大牟田市 年齢3区分別人口の構成比率



出典：第2期大牟田市人口ビジョン

### 自立相談支援事業相談件数（新規）（大牟田市）



(資料：生活困窮者自立支援相談事業報告)

## 具体的な施策

### (1) 高齢者や障がい者、性的少数者<sup>※</sup>等が安心して暮らせる環境づくり

No.	推進項目	取組概要	担当課
38	健康福祉総合計画等に基づく施策の推進	「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づく各種事業を、男女共同参画の趣旨を踏まえて推進します。	福祉課 (総務企画担当)

### (2) ひとり親家庭や経済的困窮家庭への支援

No.	推進項目	取組概要	担当課
39	高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の母又は父が就職に有利な資格を取得するため、養成機関において修業する場合、その修業年限のうち一定期間について給付金を支給し、資格取得及び就労を支援します。	子ども家庭課
40	自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の母又は父が就職につながる能力開発のための教育訓練講座を受講し、修了した場合、受講費の一部を助成します。	子ども家庭課
41	生活困窮者の自立に向けた各種生活支援	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題に対して、包括的に相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関と連携しながら支援を行うことで自立の促進を図ります。また、ひきこもりなど窓口へ出向けない人に対しては、訪問等（アウトリーチ）による支援の充実を図ります。	福祉課 (地域支援担当)

### 施策の方向3 生涯を通じた健康支援

心身ともに生き生きと生活できる健康な環境は男女共同参画社会<sup>※</sup>の基盤となります。生涯を通じて健康であるためには、性別やライフステージに応じた健康支援が求められます。

特に女性の心身の状態は、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といったライフステージごとに大きく変化するという特性があり、妊娠・出産、乳がんや子宮頸がんなど、女性特有の健康問題を踏まえた支援が必要です。

これらのことから、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意し、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ<sup>※</sup>」（性と生殖に関する健康と権利）の視点を持って取組みを

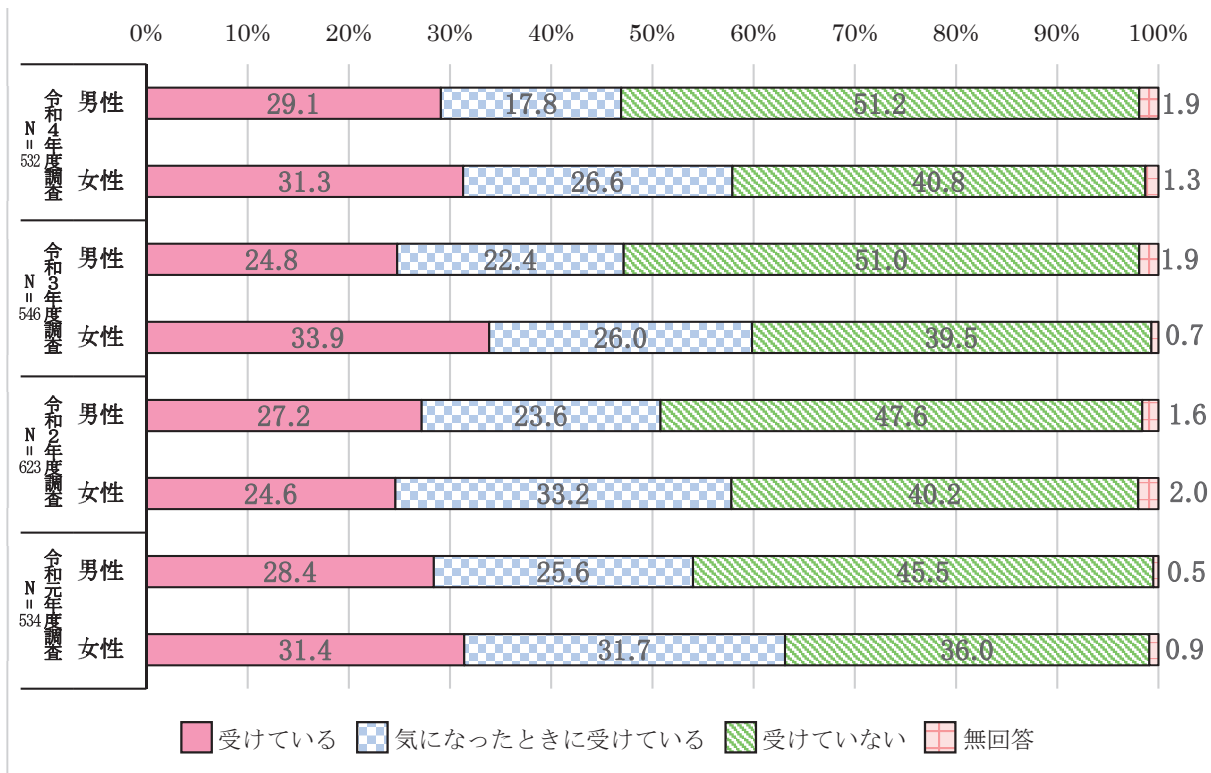


進めるとともに、それぞれのライフステージに応じた健康づくりを総合的に支援していくことが求められます。

また、子どもの頃から健康教育や性教育、食育を推進するとともに、健康に重大な影響を及ぼす問題についても十分な情報提供に努めなければなりません。

今後も、男女の性差を踏まえつつ、一人ひとりの健康を生涯にわたり支援するとともに自らの健康について正しい知識や情報を入手し、主体的に行動できるよう、啓発に努めます。

定期的な「がん検診」の受診状況



(資料：大牟田市まちづくり市民アンケート)

## 具体的な施策

### (1) 生涯にわたる男女の健康支援

No.	推進項目	取組概要	担当課
42	女性の健康力推進(乳がん・子宮頸がん検診)	乳がん、子宮頸がん等の受診率向上に努め、がんの早期発見を徹底することで、早期治療につなげ、がんを含めた生活習慣病全体の予防を図ります。	健康づくり課

43	食育に関する実践力の向上 (食育普及啓発事業)	「大牟田市健康福祉総合計画(令和3年度～令和8年度)」に基づき、食育普及啓発事業を行い、主食・主菜・副菜をそろえて1日2回以上毎日食べる市民を増やします。	健康づくり課
44	健康づくり関係団体への支援	大牟田地域健康推進協議会や食生活改善推進員協議会等関係団体と連携を図るとともに、支援を行い、地域での健康づくりの取組みを促進します。	健康づくり課

## (2) 妊娠・出産期における女性の健康支援

No.	推進項目	取組概要	担当課
45	妊婦健康診査の推進	妊娠の届出時に、14回分の妊婦健康診査受診券を交付し、経済的負担の軽減を図ります。妊娠期間を健康で安全に過ごし、安心して出産を迎えるためには、妊婦が必要な医学的検査を受けることと、妊婦や家族の出産に向けた心構えも大切です。妊娠の週数に応じた健診を受診できるように、早期の妊娠の届出を促し、母体と胎児の健康管理の充実をめざします。	子ども家庭課
46	産前・産後サポート事業(パパ・ママ育児専科)の推進	出産前後は、女性にとって身体的な変化が大きく、心理的にも非常に不安定な時期です。妊産婦及び家族等に対する個別の相談支援や、参加型事業による仲間づくり等を行います。また「パパ・ママ育児専科」では、妊婦体験等により、男性のパートナーに対する理解や共感の意識を醸成して夫婦の絆を深めるとともに、子育てへの不安を軽減できるように支援します。	子ども家庭課

## (3) 適切な性教育の推進

No.	推進項目	取組概要	担当課
47	学校教育における適切な性教育の推進	各教科・領域等の指導を通して、児童・生徒の発達段階に応じた適切な性教育を推進します。特に、若年者層に広がる「デートDV <sup>※</sup> 」等に対応するため、小学校高学年や中学校の性教育、人権教育の充実を図ります。	学校教育課 指導室

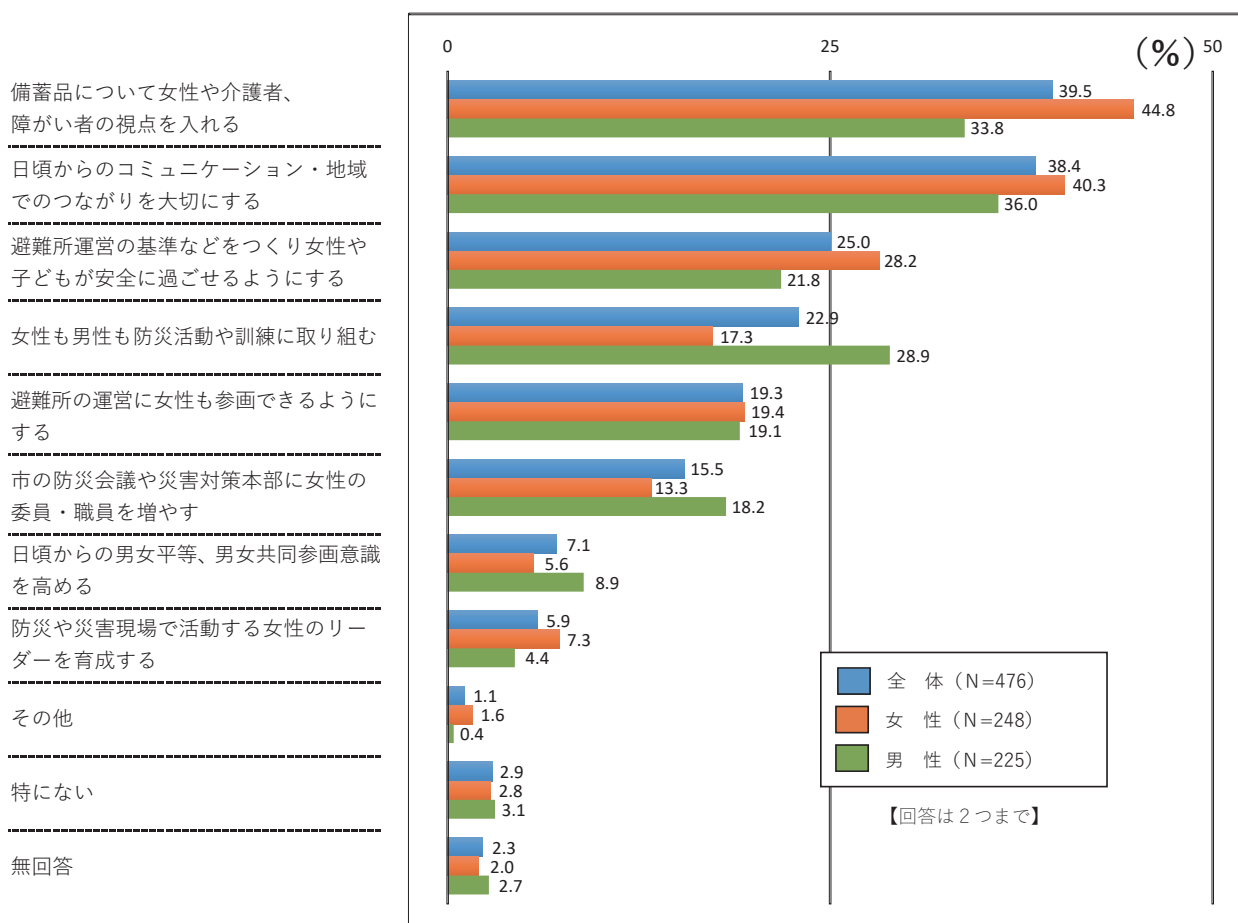
## 施策の方向4 防災・減災における男女共同参画の推進

近年、様々な自然災害が頻発しています。自然災害は、性別や年齢を問わず、すべての人々に突然襲いかかりますが、とりわけ女性をはじめ、高齢者や障がい者等に与える影響は大きく、防災・減災対策を進める上で男女共同参画の視点を取り入れることが重要です。

令和3(2021)年度「大牟田市男女共同参画に関する市民意識調査」によると災害に備えるために、市民がこれから必要と感じていることとしては、「備蓄品について女性や介護者、障がい者の視点を入れる」や「日頃からのコミュニケーション・地域でのつながりを大切にする」を多くの方があげています。

このため、平常時から防災・減災における男女共同参画について意識し、火災予防活動や火災予防意識の高揚を図っていくとともに、災害発生時においては、女性の視点やニーズを踏まえた避難所運営に努めていきます。

### 災害に備えるための男女共同参画の視点



(資料：令和3(2021)年度大牟田市男女共同参画に関する市民意識調査)

## 具体的な施策

### (1) 防災・減災対策への男女共同参画の視点の取り入れ

No.	推進項目	取組概要	担当課
48	女性消防団員の確保	令和4(2022)年4月1日現在の女性消防団員数は41名であり、全団員数の5.9%を占めています。国(第5次男女共同参画基本計画)が掲げる当面の目標値5.0%以上を維持するため、毎月の分団長会議において団員の増減数を示し、加入促進事業に対する関心を高め、女性消防団員の加入促進を図ります。基本団員としての活動のほか、火災予防活動や応急手当講習等、幅広い分野での活躍を担います。	消防本部総務課
49	男女がともに参画する火災予防啓発活動	婦人防火クラブなど女性住民を中心とした防災訓練や幼年消防クラブ員、小中学生を対象とした親子防災訓練などを通し、家庭での火災予防啓発や男性と女性が共に参画した防災訓練等を定期的に行い、家庭や地域における火災予防意識の高揚を図ります。	消防本部予防課
50	女性の視点やニーズを踏まえた避難所運営	災害発生時の男女で受ける影響の違いに配慮するとともに、避難所の運営体制への女性の参画など、女性の視点やニーズを踏まえた避難所運営に取り組みます。	防災危機管理室

## 目標Ⅲ 男女がともに生きる社会の実現への意識づくり

男女共同参画社会<sup>※</sup>の形成には、一人ひとりが男女共同参画の意義を理解し、家庭生活、職場、地域活動など日々の生活の中で意識的に男女共同参画を実践していくことが重要です。

しかしながら、男女共同参画の取組みの進展が未だ十分ではありません。その要因として、社会全体において固定的な性別役割分担意識<sup>※</sup>や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス<sup>※</sup>）が存在していることが挙げられます。男性が優遇されるような状況を解消するためには、地域や家庭、職場などの慣習や制度に根差すアンコンシャス・バイアス<sup>※</sup>に気づく啓発が必要です。

これらの意識改革には、継続的な啓発が必要であり、個人のライフステージに応じた多様な学習機会が提供されることが必要です。特に、男女共同参画意識を根づかせるには、子どもの頃からの教育・学習が重要な役割を果たすことから、教育機関での取組みが必要です。

また、男女共同参画社会<sup>※</sup>の実現が世界共通の課題であり、女性の人権について国際的な視点の理解が不可欠であることから、男女共同参画の視点に立った国際社会理解のための交流事業に取り組みます。

加えて平成27(2015)年の国際サミットにおいて採決された持続可能な開発目標（SDGs<sup>※</sup>）のための取組みとして、我が国においても、SDGs<sup>※</sup>実施指針において「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー<sup>※</sup>平等の実現」が掲げられており、男女共同参画のまちづくりに向けて、啓発活動などを通じてSDGs<sup>※</sup>の考え方に対する理解に努めていきます。

### 【施策の方向】

1. 男女共同参画の浸透を図る学習・啓発の推進
2. 学校教育における男女共同参画の推進
3. SDGs<sup>※</sup>の推進と国際交流の促進



## 施策の方向1 男女共同参画の浸透を図る学習・啓発の推進

男女共同参画社会<sup>※</sup>の実現に向けて、市民への継続的な啓発や教育を行い、私たちの日常生活において、一人ひとりが意識を変えていくことにより、男女共同参画社会<sup>※</sup>意識の浸透をめざすことが不可欠です。このような意識の醸成を図るためには、広報、啓発だけでなく、学校や家庭及び社会の中で学ぶことも必要であり、学習の果たす役割は重要です。

令和3(2021)年度「大牟田市男女共同参画に関する市民意識調査」によると、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担<sup>※</sup>の考え方について、58%以上の人々が「同感しない」、「あまり同感しない」と回答しており、過半数の人が性別にとらわれた役割分担を否定しています。特に10・20代の男女の反対の割合が高く、若い年齢層では市民の意識が変化してきていることがうかがえます。

しかし、「固定的性別役割分担<sup>※</sup>」という言葉を知っている人は9.5%、「アンコンシャス・バイアス<sup>※</sup>（無意識の思い込み）」を知っている人は7.6%にとどまるなど、男女共同参画に関する用語や考え方が十分に浸透しているとは言えません。

このことから男女共同参画についての理解を広げ、男女共同参画の意識づくりを促進するために、各種講演会やイベント等の開催を通じ、子どもから高齢者まで広く市民に意識啓発を行うとともに、男女共同参画の視点に立った情報発信に努めていきます。

社会教育関係者や子育てに関わる保護者など、様々な形で教育に携わる人もまた、男女共同参画の視点に立って、子育てや青少年教育を進める必要があります。多様な生き方を尊重する男女共同参画の意義について啓発を推進するとともに、正確な知識を持ち、理解を深めるため、子育て講座等、男女共同参画に関する学習の機会を提供します。

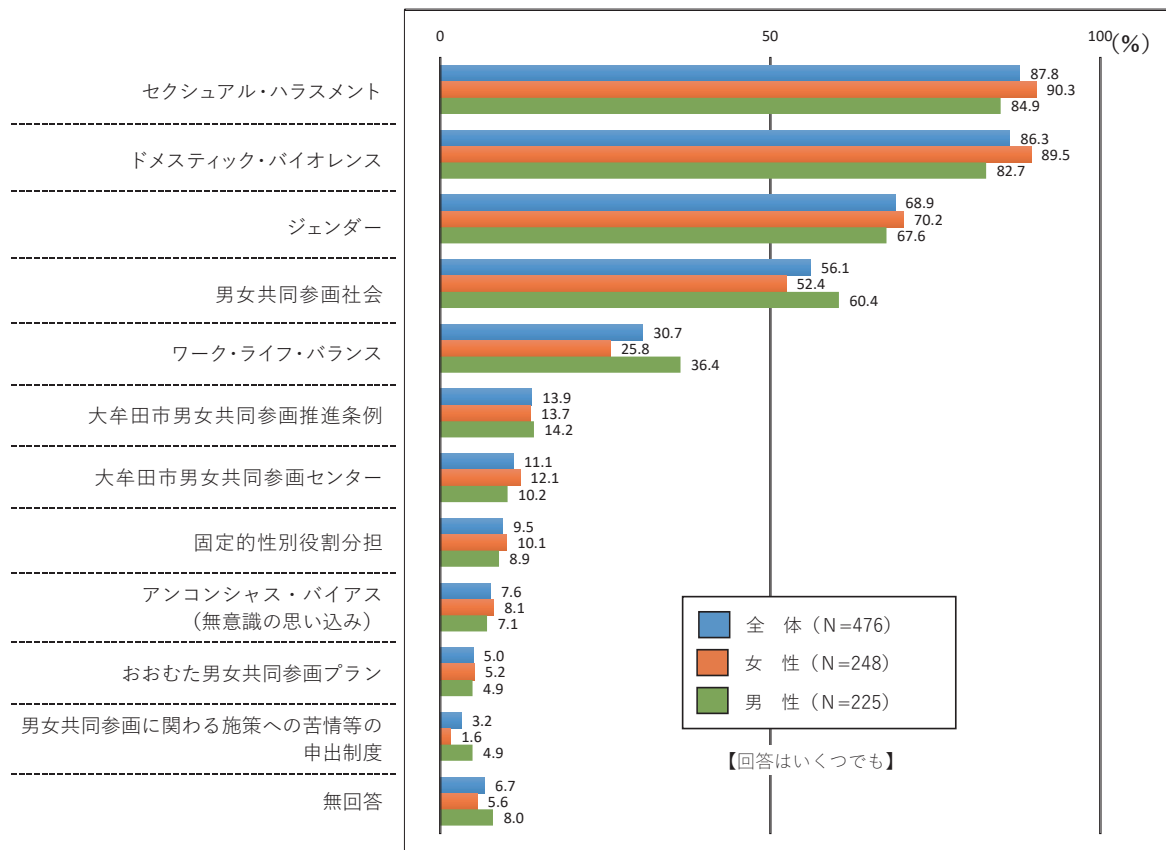
## 性別役割分担意識<sup>※</sup>について [全体、年齢別] (大牟田市)

(%)

		標本数	同感する	ある程度同感する	あまり同感しない	同感しない	無回答	賛成派	反対派
全体		476 100.0	22 4.6	165 34.7	121 25.4	158 33.2	10 2.1	187 39.3	279 58.6
年齢別	女性:10・20代	11	-	18.2	-	72.7	9.1	18.2	72.7
	女性:30代	16	6.3	25.0	37.5	31.3	-	31.3	68.8
	女性:40代	41	7.3	29.3	26.8	34.1	2.4	36.6	60.9
	女性:50代	43	2.3	34.9	32.6	27.9	2.3	37.2	60.5
	女性:60代	64	1.6	37.5	21.9	35.9	3.1	39.1	57.8
	女性:70代	72	5.6	33.3	30.6	27.8	2.8	38.9	58.4
	男性:10・20代	14	-	14.3	57.1	28.6	-	14.3	85.7
	男性:30代	21	-	47.6	14.3	38.1	-	47.6	52.4
	男性:40代	23	-	43.5	17.4	34.8	4.3	43.5	52.2
	男性:50代	37	2.7	37.8	24.3	35.1	-	40.5	59.4
	男性:60代	49	2.0	34.7	20.4	42.9	-	36.7	63.3
	男性:70代	81	12.3	34.6	24.7	25.9	2.5	46.9	50.6
	無回答	4	-	75.0	-	25.0	-	75.0	25.0

(資料：令和3(2021)年度大牟田市男女共同参画に関する市民意識調査)

## 男女共同参画に関する用語の認知について (大牟田市)



(資料：令和3(2021)年度大牟田市男女共同参画に関する市民意識調査)



## 具体的な施策

### (1) 性別役割分担意識<sup>※</sup>や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス<sup>※</sup>）の解消

No.	推進項目	取組概要	担当課
51	市職員への研修の充実	性別役割分担意識 <sup>※</sup> や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス <sup>※</sup> ）を解消し、人権を尊重しながら行政施策の推進を図るため、職場研修等を通じて職員への意識啓発を行います。	人事課
52	行政情報における意識啓発	「広報おおむた」や報道発表書、広告モニター、FM たんと、フェイスブックなど、広く行政情報を発信しているツールにおいて、各課からの原稿の内容について人権問題や男女共同参画の視点で担当課と連携してチェックを行い、適切な表現に努めます。また、広報おおむた等で人権問題や男女共同参画に関する意識啓発を行う機会を提供していきます。	広報課
53	固定的役割分担 <sup>※</sup> にとられない意識の啓発	性別による固定的な役割分担意識 <sup>※</sup> にとられない、制度や慣行についての見直しを促進するため啓発を行います。	人権・同和・男女共同参画課

## (2) 男女共同参画の浸透を図る学習・啓発の推進

No.	推進項目	取組概要	担当課
54	男女共同参画の周知・啓発の推進	男女共同参画について理解の促進や、意識を醸成するため、講演会等の開催や「男女共同参画週間」等の機会に広く市民に向けて周知・啓発を行います。また、男女共同参画センター情報誌「レインボー」を発行します。	人権・同和・男女共同参画課
55	男女共同参画に関する社会教育関係職員研修の実施	社会教育関係職員が参加する各種研修等において男女共同参画に特化した研修を実施し、職員の意識の醸成を図ります。	生涯学習課
56	家庭教育支援講座の実施	各小学校の入学説明会の機会に実施する就学前子育て講座や、成長過程に応じた子育て支援講座等を実施し、男女共同参画の視点に立った積極的な子育てへの参加を促進します。	生涯学習課

## 施策の方向2 学校教育における男女共同参画の推進

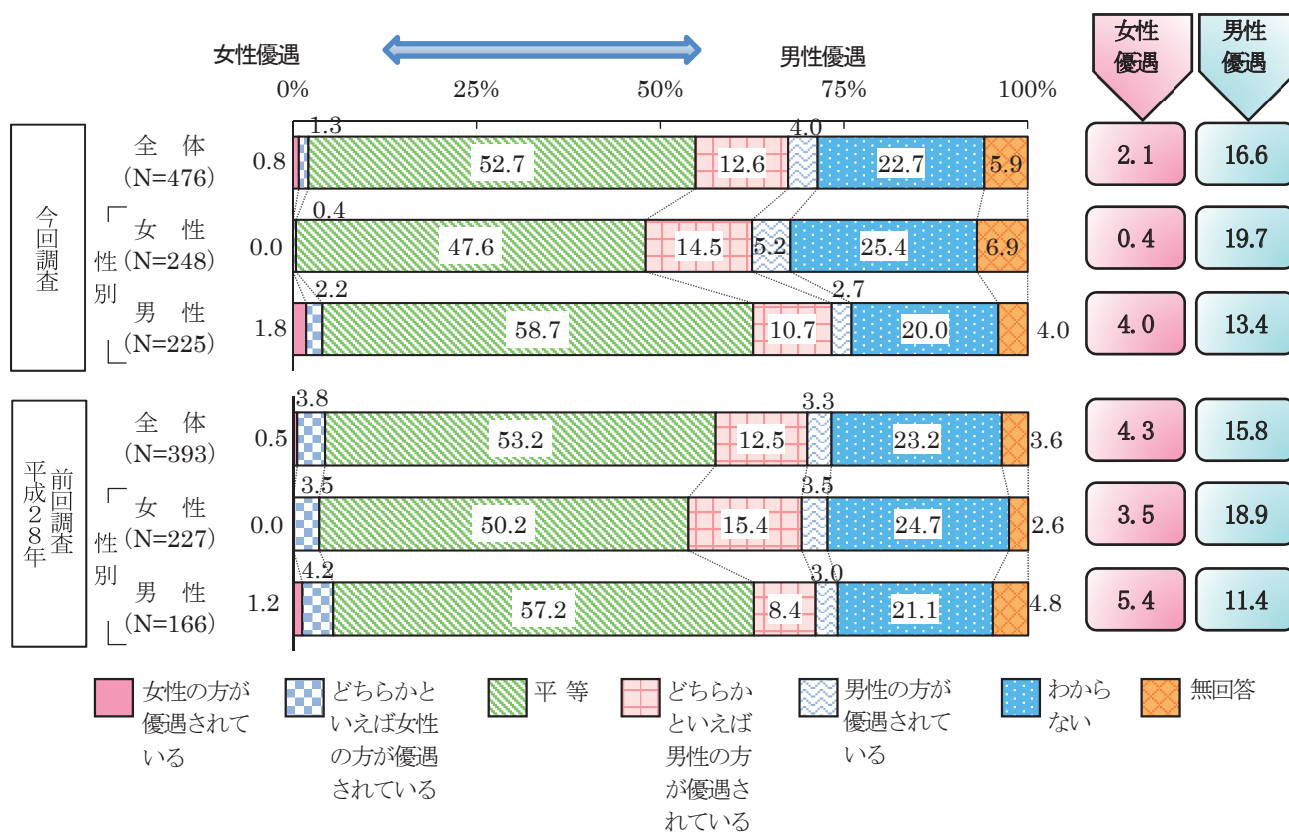
子どもが、性別に関わらず自らの個性と能力を発揮して自分らしい生き方を選択できる能力を身につけるためには、一人ひとりが主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む教育が必要です。

令和3(2021)年度「大牟田市男女共同参画に関する市民意識調査」によると、学校教育の場での男女の地位が平等であると回答した人の割合は52.7%となっており、家庭生活や職場等の分野に比べ高くなっていますが、性別で見ると、女性は47.6%で男性の58.7%よりも11.1ポイント低くなっています。また、「男性優遇」と回答した人は、男性の13.4%に対し、女性は19.7%で男性を上回っており、学校教育においても女性の不平等感が高くなっていることがわかります。

また、近年、子どもを取り巻く情報等の環境の変化は著しく、特にインターネット等の普及に伴うSNS等を通じた犯罪に巻き込まれてしまう事例も発生しています。

このような状況を踏まえ、学校教育にあたっては、児童・生徒の資質と適正に十分配慮し、自分らしい生き方を選択できるようにするとともに、一人ひとりの個性や能力を発揮できるよう教職員に対する研修を行いながら、男女共同参画の視点に立った学校内の慣行の見直しも進めます。また、キャリア教育\*の充実を図っていきます。

学校教育の場での男女の地位の平等感について（大牟田市）



(資料：令和3(2021)年度大牟田市男女共同参画に関する市民意識調査)

## 具体的な施策

### (1) 学校教育における男女共同参画教育の推進

No.	推進項目	取組概要	担当課
57	学校教育全体を通じた指導等の充実	県教育委員会が作成した「男女共同参画教育の手引」等を活用して、教育指導計画を作成するとともに性的少数者 <sup>※</sup> の人権尊重の理解を促すなど、学校教育全体を通じて、児童・生徒一人ひとりの個性と能力を伸ばす男女共同参画教育の充実を図ります。	学校教育課 指導室
58	教職員の研修の充実	校長研修会や教頭研修会等を通じて、教職員の男女共同参画に関する理解の促進を図るために、研修の充実を進めます。教師用手引を積極的に活用します。	学校教育課 指導室
59	男女共同参画の視点に立った学校内の慣行の見直し	児童生徒の名簿については、男女共同参画の趣旨を踏まえ、その目的・用途に応じて作成します。併せて、学校行事や役割分担等の慣行について、改善を図ります。	学校教育課 指導室

### (2) キャリア教育<sup>※</sup>の充実

No.	推進項目	取組概要	担当課
60	キャリア教育 <sup>※</sup> の充実	キャリア教育 <sup>※</sup> の指導計画に基づき、個々の生き方、能力、適性を考え、主体的な進路の選択ができる進路指導の充実を図ります。	学校教育課 指導室

### 施策の方向3 SDGs※の推進と国際交流の促進

SDGs※（持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であり、国際社会が一致して取組みを進めています。SDGs※では、「ジェンダー※平等とすべての女性と女児のエンパワーメント※」は全てのゴールを達成するための手段とされることから、非常に重要なテーマとなっており、また、日本においても「男女共同参画社会※基本法」で21世紀の最重要課題と位置付けています。

今日、あらゆる分野でグローバル化が進み、国内においても、訪日外国人の増加、インターネットの普及等により、他国の文化に触れる機会が増えています。世界の国々により、価値観や生活習慣、文化的背景に違いがあることをまずは認識し、それを互いに認め合うことが重要であり、市民一人ひとりが多文化を理解し共生を進めることで、外国人も過ごしやすく、住みやすいまちをめざしていく必要があります。

#### 具体的な施策

##### (1) SDGs※の理解促進

No.	推進項目	取組概要	担当課
61	SDGs※に関する周知・啓発	男女共同参画についての周知・啓発において、SDGs※の目標5「ジェンダー※平等を実現しよう」の理解促進を図ります。	人権・同和・男女共同参画課

##### (2) 国際交流の促進と在住外国人への支援

No.	推進項目	取組概要	担当課
62	国際交流の促進	国際協力事業や友好姉妹都市交流事業などへの参加を促進し、海外の男女共同参画状況の理解を深めます。	総合政策課
63	在住外国人への多言語情報の提供による支援	福岡県外国人相談センター等、関係機関と連携を図りながら、外国人相談窓口の紹介や情報提供等、必要な取組みを行います。	総合政策課



## 第4章

# 指標と目標





## 1 指標と目標

本プランを実効性のあるものにするため、下記の通り目標値を設定するとともに、進捗管理を行い、事業の推進を図ります。

目 標	施策の 方向	具 体的 施策	推 進 項 目 No.	推 進 項 目	指 数 項 目	策定時 直近値 (3年度) (2021)	目標値 (9年度) (2027)	担 当 課
I	1	(2)	3	女性職員の登用推進	管理職(主幹級以上)に占める女性職員の割合 (大牟田市特定事業主行動計画※)	12.0%	15.0%	人事課
I	1	(2)	3	女性職員の登用推進	監督職(主査・副主査級)に占める女性職員の割合 (大牟田市特定事業主行動計画※)	27.7%	30.0%	人事課
I	2	(1)	12	市における男性職員の子育て目的の休暇等の取得促進	男性職員の子育て目的の特別休暇の取得率 (大牟田市特定事業主行動計画※)	80.7%	100.0%	人事課
I	2	(2)	14	仕事と家庭が両立できる環境づくりの推進	教育・保育施設に入所できた児童の割合	100.0%	100.0%	子ども育成課
I	2	(2)	14	仕事と家庭が両立できる環境づくりの推進	学童保育所・クラブに入所できた児童の割合	99.3%	100.0%	子ども育成課
I	3	(1)	15	審議会等委員への女性の参画推進	女性委員の登用率 ※1	33.3%	40.0%	総合政策課 人権・同和・男女共同参画課
I	3	(1)	16	女性人材リストの充実・活用	登録者数	36人	50人	人権・同和・男女共同参画課
II	1	(4)	34	人権侵害防止のための啓発	社会全体の中で、「男女の地位が平等である」と回答した市民の割合	13.3%	25.0%	人権・同和・男女共同参画課
II	2	(2)	41	生活困窮者の自立に向けた各種生活支援	生活困窮者の相談窓口を知っている人の割合	45.3%	50.0% ※2	福祉課(地域支援担当)

目 標	施策の 方向	具 体的 施策	推 進 項 目 No.	推 進 項 目	指 数 項 目	策 定 時 直 近 値 (3年 度) (2021)	目 標 値 (9年 度) (2027)	担 当 課
Ⅱ	3	(1)	42	女性の健康力推進 (乳がん・子宮頸がん 検診)	乳がん検診受診率（国保被 保険者で市の検診を受診し た人の割合）※3	12.6%	全国平均 以上	健康づくり課
					子宮頸がん検診受診率（国 保被保険者で市の検診を受 診した人の割合）※4	10.1%		
Ⅱ	3	(1)	43	食育に関する実践力の 向上（食育普及啓発事 業）	主食・主菜・副菜をそろえて 1日2回以上毎日食べる市 民の割合	42.9%	50.0%	健康づくり課
Ⅱ	3	(2)	45	妊婦健康診査の推進	妊娠 11 週以内での妊娠の 届出率	87.5%	93.0% ※5	子ども家庭課
Ⅲ	1	(1)	53	固定的役割分担※にと らわれない意識の啓発	「男は仕事、女は家庭」とい う考えについて「同感しな い」「どちらかといえば同感 しない」と回答した市民の 割合	65.0%	70.0%	人権・同和・男 女共同参画課
Ⅲ	1	(2)	56	家庭教育支援講座の実 施	家庭教育支援事業（講座・講 演会）の実施回数	5回	9回	生涯学習課
Ⅲ	2	(1)	57	学校教育全体を通じた 指導等の充実	児童生徒への性的少数者※ の人権に関する指導等の実 施率	85.0%	100.0%	学校教育課 指導室

※1 女性委員数÷地方自治法（第202条の3）に基づく審議会の委員総数×100

※2 R5(2023)年までの目標値。（アクションプログラムの策定時に見直し）

※3 国保被保険者で市の乳がん検診を受診した人÷国民健康保険の被保険者×100

※4 国保被保険者で市の子宮頸がん検診を受診した人÷国民健康保険の被保険者×100

※5 「妊婦健康診査の推進」の「妊娠 11 週以内での妊娠の届出率」の策定時直近値は、H29～R2(2017～2020)年度の率の平均値。

## 第5章

# プランの推進



第4次プランの多岐にわたる取組みを着実に実施していくため、全庁的な調整や進捗管理を行うとともに、男女共同参画を総合的に推進するための体制を強化します。

また、市民団体や関係機関、国・県等と連携し、効果的な施策の推進を図ります。

### 1 大牟田市男女共同参画審議会

「大牟田市男女共同参画審議会」は、大牟田市男女共同参画推進条例第31条に基づき設置しています。市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議するほか、男女共同参画計画（プラン）に基づき、市が実施する施策の推進状況について、市長に意見を述べることなどを役割としています。

### 2 大牟田市男女共同参画推進本部

男女共同参画社会<sup>\*</sup>の形成に向けた取組みは、あらゆる分野にわたる全庁的な取組みが必要であることから、市長を本部長、副市長を副本部長とし、各部長級を本部員とする「大牟田市男女共同参画推進本部」において、男女共同参画の推進をめざす施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。

### 3 大牟田市男女共同参画センター

男女共同参画社会<sup>\*</sup>の実現に向けた活動の拠点として、国・県の動向を的確に踏まえて、男女平等や女性問題に関する情報収集及び提供、市民・女性グループ・各種団体の活動促進、相談事業、調査等多様な機能の充実に努めます。

### 4 市民団体や関係機関等との連携

男女共同参画社会<sup>\*</sup>に向けて、自主的に活動を行う市民団体やグループ等を支援・育成し、連携を図るとともにネットワーク化を進めます。

ワーク・ライフ・バランス<sup>\*</sup>の推進にあたっては、関係機関と連携し取り組みます。

### 5 「第4次おおむた男女共同参画プラン」の進行管理

男女共同参画社会<sup>\*</sup>の実現に向けた施策の推進を確実なものとするために、毎年、推進状況について調査し、報告書を公表します。

### 6 国・県等との連携

プランを推進するにあたっては、国・県等との連携強化に努めるとともに、他の自治体との交流や情報交換などにより、効果的な施策の推進を図ります。





## 參考資料



# 大牟田市男女共同参画推進条例

(平成18年1月4日条例第42号)

## 目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 基本的施策等(第9条—第19条)

第3章 苦情等の申出の処理(第20条—第30条)

第4章 大牟田市男女共同参画審議会(第31条)

第5章 雑則(第32条)

付則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた取り組みが、国際的な取り組みと協調しつつ着実に進められてきた。

本市においても、市民との連携の下、男女の平等と人権の尊重に向けた様々な取り組みを行ってきた。

しかしながら、男女平等を実現するための法律や制度は次第に整備されてきたものの、社会の現状を見ると、まだまだ性別による差別的取扱いや政策及び方針の決定過程における男女の参画の格差など、様々な取り組むべき課題が残されており、真の男女平等の実現には、なお一層の努力を必要としている。

また、少子高齢化の進展をはじめとする社会経済情勢の急速な変化に対応し、本市が将来に向かって、豊かで活力ある大牟田を形成していくためにも、男女が互いの身体的特質を理解した上で、人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況を踏まえ、男女が共に生き生きと暮らせる地域社会をつくるため、市、市民及び事業者が、共通の理解の下、相互の連携協力により、男女共同参画社会を実現することを目指し、ここに、この条例を制定する。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項及び苦情等の申出の処理に関する事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって政治的、経済的、社会的及び文化的利益を均等に享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内を活動の拠点とする者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次の基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性への暴力をはじめとするあらゆる暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担意識等を反映して、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、当該制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立的なものとするように配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職域、学校、地域等の活動に対等に参画できること。
- (5) 男女共同参画の推進は、国際社会における取り組みと密接な関係を有していることを考慮して行われること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進のための取組みを積極的に行うとともに、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画推進施策を実施するための体制を整備するとともに、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画に関する理解を深めるとともに、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動において、基本理念にのっとり男女共同参画の推進に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、その雇用する男女について、職業生活と家庭生活との両立を支援するため、職場環境を整備するよう努めるものとする。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

(教育に携わる者の責務)

第7条 教育に携わる者は、男女共同参画に関する理解を深めるとともに、基本理念にのっとり男女共同参画の推進に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第8条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメント(相手の意に反した性的な言動によりその言動を受けた個人の生活環境を害すること、又は性的な言動を受けた個人の対応によりその個人に不利益を与えることをいう。)を行ってはならない。

3 何人も、すべて暴力は人権を侵害する行為であることを認識し、配偶者等の男女間において相手方に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

## 第2章 基本的施策等

(男女共同参画計画)

第9条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するために、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、男女共同参画計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民の意見を反映するために必要な措置を講じるとともに、第31条に規定する大牟田市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(施策の策定に当たっての配慮)

第10条 市は、施策を策定し、及び実施するときは、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(市民及び事業者の理解を深めるための市の措置)

第11条 市は、男女共同参画に関する市民及び事業者の理解を深めるよう、情報の提供、普及啓発その他の必要な措置を講じるものとする。

2 市は、学校教育、社会教育等の教育の分野において、男女共同参画に関する教育及び学習の充実のために必要な措置を講じるものとする。

(家庭生活における活動と他の活動との両立への支援)

第12条 市は、家族を構成する男女が共に、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域等における活動とを両立して行うことができるよう、必要な支援を行うものとする。

(地域活動等における男女共同参画に対する支援)

第13条 市は、地域における団体等の活動において男女共同参画の推進が図られるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(市民及び事業者の活動に対する支援)

第14条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する自主的な活動について、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(自営の分野における男女共同参画に対する支援)

第15条 市は、自営の農林水産業及び商工業の分野において、方針の立案及び決定の場に男女が対等な構成員として参画する機会を確保するため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(拠点の整備)

第16条 市は、男女共同参画推進施策を実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の取組みを支援するため、拠点となる施設の整備に努めるものとする。

(政策の立案及び決定過程への男女共同参画)

第17条 市は、政策の立案及び決定過程への男女共同参画を推進するため、法令等により設置された委員並びに委員会、審議会及びこれらに準ずるものの構成員の選任に当たっては、積極的改善措置を講じることにより、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(調査研究)

第18条 市は、男女共同参画の推進に必要な調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第19条 市長は、毎年、男女共同参画推進施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

### 第3章 苦情等の申出の処理

(男女共同参画推進委員)

第20条 次条に規定する苦情及び救済の申出を適切かつ迅速に処理するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、大牟田市男女共同参画推進委員(以下「推進委員」という。)を置く。

2 推進委員の定数は、3人以内とする。ただし、委員の数が2人以上である場合においては、そのすべてが男女いずれか一方の性によって占められてはならない。

3 推進委員は、男女共同参画推進施策に関し優れた識見を有し、社会的信望が厚い者のうちから、市長がこれを委嘱する。

4 推進委員は、国会議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治的団体の役員を兼ねることができない。

5 推進委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

6 推進委員の任期は、通算して6年を超えることができない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(苦情及び救済の申出)

第21条 市民及び事業者は、推進委員に対し、市が行う男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情の申出を行うことができる。

2 何人も、推進委員に対し、市内において生じた性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因となる人権侵害を受けたときは、救済の申出を行うことができる。

(推進委員の処理の対象としない事項)

第22条 前条の規定にかかわらず、苦情及び救済の申出が次の各号に掲げる事項に係るものである場合は、推進委員の処理の対象としない。

(1) 判決、裁決等により確定した事案に関する事項

(2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理が継続中の事案に関する事項

(3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条に規定する紛争の解決の援助の対象となる事項

(4) 国会又は地方公共団体の議会に対して請願が行われている事項

(5) 推進委員が行った苦情及び救済の申出の処理に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、調査することが適当でないと推進委員が認める事項

2 前条第2項の規定による救済の申出は、当該申出に係る人権侵害があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、推進委員が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

3 推進委員は、苦情又は救済の申出が第1項及び前項本文の規定に該当する場合は、理由を付した書面により、遅滞なくその旨を当該申出を行った者に対し、通知しなければならない。

(市に係る苦情等の申出の処理)

第23条 推進委員は、市に係る苦情の申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認める場合は、市の機関に対し、是正又は改善の措置を講じるよう勧告(以下「是正勧告」という。)を行うことができる。



2 推進委員は、市に係る救済の申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認める場合は、関係者に対し、必要な助言その他の支援を行うとともに、救済の申出に係る状況を是正するため、市の機関に対し、是正勧告を行うことができる。

(救済の申出の処理)

第24条 推進委員は、第21条第2項に規定する救済の申出(前条の規定により処理するものを除く。)があったときは、関係者の協力を得た上で必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認める場合は、当該関係者に対し、必要な助言その他の支援を行うとともに、救済の申出に係る状況を是正するため、市長に対し、改善のための要請を行うよう求めることができる。

(市長の要請)

第25条 市長は、前条の求めがあったときは、関係者に対し、改善のための要請を行うことができる。

(調査への協力)

第26条 市は、推進委員が第23条に規定する調査を行う場合は、その調査に協力しなければならない。

2 市民及び事業者は、推進委員が第24条に規定する調査を行う場合は、その調査に協力するよう努めなければならない。

(職務の遂行)

第27条 推進委員は、公平かつ迅速にその職務を遂行しなければならない。

2 推進委員は、独立してその職務を行う。ただし、次の各号に掲げる場合は、推進委員の合議を要する。

- (1) 第22条第1項第6号の規定により調査することが適当でないと認める場合
- (2) 第22条第2項ただし書の規定により正当な理由があると認める場合
- (3) 第23条第1項及び第2項の規定により是正勧告を行う場合
- (4) 第24条の規定により改善の要請を求める場合
- (5) その他苦情及び救済の申出の処理に関し重要な事項について判断する場合

(解職)

第28条 市長は、推進委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他推進委員として著しく不適切な言動があると認められる場合は、解職することができる。

(守秘義務)

第29条 推進委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(関係機関等との連携)

第30条 推進委員は、その職務を行うに当たっては、市、県及び国の関係機関又は民間の関係団体と連携を図るよう努めなければならない。

#### 第4章 大牟田市男女共同参画審議会

(大牟田市男女共同参画審議会)

第31条 次の各号に掲げる事務を行うため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、大牟田市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- (1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議し、及び意見を述べること。
- (2) 男女共同参画計画の策定又は変更について、市長に意見を述べること。
- (3) 男女共同参画計画に基づき市が実施する施策の推進状況について、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べること。

2 審議会は、委員20人以内で構成し、市長が委嘱する。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第5章 雑則

(補則)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

# 大牟田市男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の推進を目指す施策を総合的かつ効果的に推進するため、大牟田市男女共同参画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会を推進するための基本方針及び重要事項を審議すること。
- (2) 男女共同参画社会を推進するための基本的な計画の策定及び施策の総合的な推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画社会を推進するために必要な重要事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長をもって充てる。

4 本部長は、推進本部を主宰する。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 本部員には、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(推進本部会議)

第4条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、推進本部の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 次の各号に掲げる事務を所掌するため、推進本部に男女共同参画推進本部幹事会(以下「幹事会」という。)を置く。

(1) 男女共同参画社会を推進するための具体的施策の協議及び連絡調整に関すること。

(2) その他男女共同参画社会を推進するために必要な事項に関すること。

2 幹事会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

3 会長は、市民協働部副部長をもって充てる。

4 副会長は、企画総務部副部長をもって充てる。

5 会長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

6 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

7 委員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

8 会長は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 幹事会に、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の所掌事務、構成及び運営については、幹事会の会議において定める。

(男女共同参画推進責任者)

第7条 各課等における男女共同参画社会に関する施策の推進、啓発等を図るため、各課等に男女共同参画推進責任者(以下「推進責任者」という。)を置く。

2 推進責任者は、各課等の長をもって充てる。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、市民協働部人権・同和・男女共同参画課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成15年9月2日から施行する。

2 大牟田市男女共同参画社会推進会議設置要綱(平成3年2月1日施行)及び大牟田市男女共同参画計画策定会議設置要綱(平成13年5月15日施行)は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。



この要綱は、平成23年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成28年8月1日から施行する。  
 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。  
 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

教育長
企業管理者
防災・復興担当部長
企画総務部長
庁舎整備・組織改革担当部長
市民部長
市民協働部長
産業経済部長
都市整備部長
環境部長
保健福祉部長
消防本部消防長
企業局長
教育委員会事務局長
市議会事務局長

別表第2(第5条関係)

会計管理者
防災危機管理室長
市民部副部長
産業経済部副部長
都市整備部副部長
環境部副部長
保健福祉部副部長
消防本部次長
企業局総務課長
教育委員会事務局総務課長
市議会事務局次長

# 男女共同参画社会※基本法

[平成十一年六月二十三日号外

法律第七十八号]

発令:平成 11 年 6 月 23 日号外法律第 78 号

最終改正:平成 11 年 12 月 22 日号外法律  
第 160 号

改正内容:平成 11 年 12 月 22 日号外法律  
第 160 号[平成 13 年 1 月 6 日]

## 目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に  
関する基本的施策(第十三条—第二十  
条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二  
十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び

政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)



第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(以下略)

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

[平成十三年四月十三日法律第三十一号]

発令 平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号

最終改正 令和 4 年 6 月 17 日号外法律第 68 号

改正内容 令和 4 年 6 月 17 日号外法律第 68 号[令和 4 年 6 月 17 日]

## 目次

### 前文

### 第一章 総則(第一条・第二条)

### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条—第五条)

### 第三章 被害者の保護(第六条—第九条の二)

### 第四章 保護命令(第十条—第二十二條)

### 第五章 雑則(第二十三条—第二十八條)

### 第五章の二 補則(第二十八條の二)

### 第六章 罰則(第二十九条・第三十條)

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### (定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

### (配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度

の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)



第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

## 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞(しゆう)恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第

一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防



止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号

に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則(略)



# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

[平成二十七年九月四日号外法律第六十四号]  
発令 : 平成 27 年 9 月 4 日号外法律第 64 号  
最終改正 : 令和 4 年 6 月 17 日号外法律第 68 号  
改正内容 : 令和 4 年 3 月 31 日号外法律第 12 号  
[令和 4 年 10 月 1 日]

## 目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
  - 第二章 基本方針等(第五条・第六条)
  - 第三章 事業主行動計画等
    - 第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)
    - 第二節 一般事業主行動計画(第八条—第十四条)
    - 第三節 特定事業主行動計画(第十五条)
    - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第十六条・第十七条)
  - 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第十八条—第二十五条)
  - 第五章 雑則(第二十六条—第二十八条)
  - 第六章 罰則(第二十九条—第三十四条)
- 附則

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

### (基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活

における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

### (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

### (事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

### (基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向



二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び

第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

#### 一 計画期間

- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。



(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則(略)

## 大牟田市及び国内外の主な動き

年	世界	国・福岡県	大牟田市
1975年 (昭50)	国際婦人年(目標:平等・開発・平和) 「国際婦人年世界会議」開催 (メキシコシティ) (「世界行動計画」採択)	(国) 総理府に 「婦人問題企画推進本部」設置 「婦人問題企画推進会議」設置 「婦人問題担当室」設置	
1976年 (昭51)	「国連婦人の10年」始まる (1985年まで)		
1977年 (昭52)		(国) 「国内行動計画」策定 (国) 「国立婦人教育会館」設置 (国) 「国内行動計画前期重点目標」発表	
1978年 (昭53)		(県) 「婦人関係行政推進会議」設置 (県) 「福岡県婦人問題懇話会」設置	
1979年 (昭54)	第34回国連総会 「女子差別撤廃条約」採択	(県) 「婦人対策室」設置	
1980年 (昭55)	「国連婦人の10年」中間年 世界会議開催(コペンハーゲン) (「女性差別撤廃条約」署名式)	(国) 「女子差別撤廃条約」署名 (県) 婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出 (県) 「福岡県行動計画」策定	
1981年 (昭56)	「女子差別撤廃条約」発効	(国) 「国内行動計画後期重点目標」発表	第1回「婦人問題を考える大牟田のつどい」開催
1982年 (昭57)		(国) 女子差別撤廃条約批准に向けて国籍法等国内法制整備準備 (県) 「福岡県行動計画」改訂 (県) 婦人問題懇話会「福岡県行動計画の展開と課題」報告書提出	「婦人担当」を教育委員会社会教育課に設置
1983年 (昭58)	「国連婦人の年10年」1985年世界会議準備委員会		
1984年 (昭59)		(国) 「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」公布(昭60年施行)	
1985年 (昭60)	「国連婦人の10年」最終年世界会議開催(ナイロビ) (「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のため将来戦略」採択)	(国) 「男女雇用機会均等法」公布 (国) 「女子差別撤廃条約」批准・発効 (県) 婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出	「婦人問題懇話会」設置 「婦人問題関係行政連絡会」設置
1986年 (昭61)		(国) 「男女雇用機会均等法」施行 (県) 「婦人対策室」が「婦人対策課」へ組織改正 (県) 第2次福岡県行動計画策定	

年	世界	国・福岡県	大牟田市
1987年 (昭62)		(国)「新国内行動計画」策定 (県) 婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出	婦人問題懇話会「婦人問題に関する報告と提言」提出 「婦人問題推進委員会(第1期)」設置
1988年 (昭63)		(国)「改正労働基準法」施行	「婦人問題に関する調査報告書」作成
1989年 (平元)		(国) 学習指導要領の改訂(高等学校家庭科の男女必修等)	
1990年 (平2)	国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		「女性問題解決をめざして大牟田市行動計画」策定(3月) 「婦人問題推進委員会(第2期)」設置 「社会福祉部女性少年課」設置
1991年 (平3)		(国)「新国内行動計画」第1次改定策定 (国)「育児休業法」公布 (県) 婦人問題懇話会提言提出 (県)「婦人関係行政推進会議」から「女性行政推進会議」へ、「婦人問題懇話会」から「女性政策懇話会」へ、「婦人対策課」が「女性政策課」へ名称変更	「女性問題を考える大牟田のつどい」 「女性問題推進協議会」設置
1992年 (平4)		(国)「育児休業法」施行	「女性センター」設置(4月) 婦人問題推進委員会「女性問題解決のための提言」提出
1993年 (平5)	世界人権会議(ウーン) 第48回国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択		「女性問題推進委員会(第3期)」設置(旧婦人問題推進委員会)
1994年 (平6)	国際人口・開発会議(カロ)	(国) 総理府政令一部改正により総理府に「男女共同参画室」と「男女共同参画審議会」設置	「女性問題を考える大牟田のつどい」記念事業「女性フェスティバル・おおむた」県と共催
1995年 (平7)	世界女性会議(北京)	(国)「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化) (県) 女性政策懇話会提言提出「行動計画策定に向けて」	女性問題推進委員会「女性問題解決のための提言」提出 女と男、ともに語ろう大牟田のつどい(名称変更)
1996年 (平8)		(国)「男女共同参画ビジョン」答申 (国)「男女共同参画2000年プラン」策定 (県)「第3次福岡県行動計画」策定 (県)「福岡県女性総合センター『愛称あすばる』」開館	「大牟田市行動計画(改訂)」策定(3月) 「男女共同参画社会推進委員会(第4期)」設置(旧女性問題推進委員会) 「男女共同参画社会推進会議」設置(旧女性問題推進協議会)
1997年 (平9)		(国)「国立婦人教育会館」の愛称を「ヌエック」に決定 (国)「男女雇用機会均等法」改正	



年	世界	国・福岡県	大牟田市
1998年 (平10)		(県) 初の女性副知事誕生	「男女共同参画社会推進委員会」報告書提出 女性少年課が社会福祉部から市民部へ移管
1999年 (平11)		(国) 「改正男女雇用機会均等法」施行 (国) 「育児・介護休業法」全面施行 (国) 「男女共同参画社会基本法」公布・施行 (県) 「女性副知事サミット」開催	第20回女と男、ともに語ろう 大牟田のつどい(つどい20周年)
2000年 (平12)	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	(国) 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布 (国) 「男女共同参画基本計画」策定 (県) 「福岡県男女共同参画社会づくり検討委員会」設置	
2001年 (平13)		(国) 内閣府に「男女共同参画会議」「男女共同参画局」「男女共同参画局」設置 (国) 「国立婦人教育会館『ヌエック』」が国立女性教育会館『ヌエック』へ (国) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下、「DV防止法」という。)公布・一部施行 (県) 「女性政策課」が「男女共同参画推進課」へ組織改正 (県) 「女性行政推進会議」が男女共同参画行政推進会議へ名称変更 (県) 「福岡県男女共同参画社会づくり検討委員会」提言 (県) 「福岡県男女共同参画推進条例」公布・施行	「男女共同参画社会推進委員会(第5期)」設置
2002年 (平14)		(国) 「DV防止法」全面施行 (県) 「福岡県男女共同参画審議会」設置 (県) 「福岡県男女共同参画計画」策定	男女共同参画社会推進委員会「大牟田市の男女共同参画計画のあり方について」提言(10月)
2003年 (平15)		(国) 「次世代育成支援対策推進法」公布・一部施行 (県) 「福岡県女性総合センター『あすばる』」を「福岡県男女共同参画センター『あすばる』」へ名称変更	おおむた男女共同参画プラン策定(3月)
2004年 (平16)		(国) 「DV防止法」第1次改正(定義の拡大など) (国) 「改正DV防止法」施行 (国) 「育児・介護休業法」改正(休業制度の拡充)	男女共同参画推進本部設置(9月) 「男女共同参画社会推進委員会(第6期)」設置(6月)

年	世界	国・福岡県	大牟田市
2005年 (平17)	北京+10(第49回国連婦人の地位委員会) (ニューヨーク)	(国)「次世代育成支援対策推進法」全面施行 (国)「改正育児・介護休業法」施行 (国)「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定	男女共同参画社会推進委員会 「市の男女共同参画推進に関する条例に盛り込む基本的事項について」提言(2月) 「男女共同参画推進室」を市民部に新設(8月) 12月議会において大牟田市男女共同参画推進条例が全会賛成により可決(平成18年1月4日公布)
2006年 (平18)		(国)「雇用機会均等法」改正 (県)「第2次男女共同参画基本計画」策定 (県)「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	大牟田市男女共同参画推進条例の施行(4月) 男女共同参画推進委員の委嘱(4月) 第1期男女共同参画審議会発足(9月) 「男女共同参画推進室」を市民部から企画総務部に移管(12月)
2007年 (平19)		(国)「改正男女雇用機会均等法」施行 (国)「DV防止法」第2次改正(保護命令の拡充、市町村についての規定強化など)	男女共同参画審議会答申「審議会等における女性委員登用の推進策について」(5月)
2008年 (平20)		(国)「改正DV防止法」施行	「審議会等の設置運営及び公開に関する要綱」の施行(4月) おおむた男女共同参画プラン(改訂版)策定(3月) 第2期男女共同参画審議会発足(9月) 「審議会等の女性委員の登用アップキャンペーン」の実施(10月)
2009年 (平21)		(国)「育児・介護休業法」改正(短時間勤務制度導入の義務付けなど) (国)女性差別撤廃委員会の最終見解公表	女性人材リスト及びプラネットおおむたの登録者の募集開始(2月)
2010年 (平22)	北京+15(第54回国連婦人の地位委員会) (ニューヨーク)	(国)「改正育児・介護休業法」施行 (国)「男女共同参画基本計画(第3次)」閣議決定	まちづくりアンケートの実施(7月) 市職員の男女共同参画に関する意識調査の実施(12月)
2011年 (平23)		(県)「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 (県)「第3次福岡県男女共同参画計画」策定	第3期男女共同参画審議会発足(3月) 「男女共同参画推進室」を企画総務部から市民部市民協働推進室に移管(4月)

年	世界	国・福岡県	大牟田市
2012年 (平24)		(国)「改正育児・介護休業法」全面施行 (100人以下事業主適用)	機構改革により「男女共同参画推進室」を「人権・同和・男女共同参画課」に課名変更(4月) 市内事業者への男女共同参画に関する意識調査の実施(8月)
2013年 (平25)		(国)「DV防止法」第3次改正(準用による適用対象範囲の拡大など) (国)「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正(婦人相談所等による支援を明記) (国)「改正ストーカー行為等の規制等に関する法律」全面施行	第2次おおむた男女共同参画プラン策定(3月) 第4期男女共同参画審議会発足(4月)
2014年 (平26)		(国)「改正DV防止法」施行	
2015年 (平27)	北京+20(第59回国連婦人の地位委員会) (ニューヨーク)	(国)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布・一部施行 (国)「男女共同参画基本計画(第4次)」閣議決定	第5期男女共同参画審議会発足(4月)
2016年 (平28)		(国)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」全面施行 (国)「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正(職務関係者による配慮等) (県)「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」策定 (県)「第4次福岡県男女共同参画計画」策定 (県)「女性活躍推進室」設置 (県)「福岡県女性の活躍応援協議会」設立	男女共同参画に関する市民意識及び事業所調査の実施(9月) 男女共同参画に関する市職員の意識調査の実施(10月)
2017年 (平29)		(国)「改正ストーカー行為等の規制等に関する法律」全面施行 (国)「改正育児・介護休業法」施行	第7期男女共同参画審議会発足(4月)
2018年 (平30)		(国)「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行	第3次おおむた男女共同参画プラン策定(3月)

年	世界	国・福岡県	大牟田市
2019年 (令元)		(国)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 (国)「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」「労働施策総合推進法」の改正(ハラスメント対策の強化) (国)「DV防止法」改正(DV対応と児童虐待対応との連携の強化など) (県)「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」交付・一部施行	第6期男女共同参画審議会発足(4月)
2020年 (令2)	北京+25(第64回国連婦人の地位委員会) (ニューヨーク)	(国)「改正DV防止法」施行 (国)「改正男女雇用機会均等法」「改正育児・介護休業法」「改正労働施策総合推進法」の施行 (国)「男女共同参画基本計画(第5次)」閣議決定	
2021年 (令3)		(国)「ストーカー行為等の規制に関する法律」改正(規制対象行為の拡大等) (国)政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正・施行 (国)「育児・介護休業法」の改正(男性育休の取得促進) (国)「改正ストーカー等の規制等に関する法律」全面施行 (県)「第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」策定 (県)「第5次福岡県男女共同参画計画」策定	第8期男女共同参画審議会発足(4月) 男女共同参画に関する市民意識及び事業所調査の実施(9月) 男女共同参画に関する市職員の意識調査の実施(10月)
2022年 (令4)		(国)「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布(令6年施行) (国)「AV出演被害防止・救済法」公布・施行	
2023年 (令5)			第4次おおむた男女共同参画プラン策定(3月)

# 用語解説

50 音順

用語	解説
アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)	誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。
ESD	持続可能な開発のための教育(ESD: Education for Sustainable Development)のこと。
SDGs(持続可能な開発目標)	平成 27(2015)年 9 月に国連で採択された、平成 28(2016)年から令和 12(2030)年までの国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030 年を期限とする包括的な 17 の目標(Sustainable Development Goals: SDGs)を設定。ゴール 5 ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女児のエンパワーメントが掲げられており、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものとされている。
エンパワーメント	自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。
家族経営協定	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全体が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。
キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育のこと。 自分が自分として生きるために、「学び続けたい」「働き続けたい」と強く願い、それを実現させていく姿がキャリア教育の目指す子ども・若者の姿である。
固定的性別役割分担意識	性別ではなく個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
ジェンダー(gender)	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や習慣の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。
ジェンダー・ギャップ指数(GGI: Gender Gap Index)	世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済、教育、保健、政治の分野毎のデータから算出される。男女格差を明らかにできる。



用語	解説
事業主行動計画	<p>従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などへの取組み。民間事業主(一般事業主)や国・地方公共団体(特定事業主)に義務付けられた(常時雇用する労働者の数が100人以下の民間事業者については努力義務)。女性活躍推進法施行により、女性の採用・登用・能力開発等のための取組みについての計画の策定も義務付けられた。</p>
女性活躍推進法	<p>働くことを希望する女性が、職業生活においてその個性と能力を十分に発揮して活躍できるよう、国や地方公共団体が必要な施策を策定・実施することに加え、事業主が女性の活躍推進に向けた取組みを自ら実施することを促すための枠組みについて定めた法律。</p>
性的少数者 (セクシュアルマイノリティ)	<p>「同性愛者」「両性愛者」や、出生時に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人など、典型的ではない性的指向(どの性別を性愛の対象とするか)や性自認(自分の性別をどう認識するか)を持つ人々を総称する。</p>
男女共同参画社会	<p>男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。(男女共同参画社会基本法 第2条)</p>
デートDV	<p>交際相手からの暴力被害のことをいう。中学生や高校生など年齢の低い層でも恋人同士の間で暴力は起こっている。</p>
DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)	<p>配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。 被害者が男性の場合もこの法律の対象となるが、被害者は、多くの場合女性であることから、女性被害者に配慮した内容の前文となっている。</p>
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)	<p>平成6年(1994年)の国際人口/開発会議提唱された概念で、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされている。</p>
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)	<p>仕事と家庭生活や地域生活、趣味などの私生活を調和させ、その両方を充実させることで、相乗効果を高めようとする考え方やそのための取組のこと。また、それぞれのライフスタイルやライフステージに合わせて働き方を柔軟に選べるよう、働き方を見直すことも含む。</p>

人 権 第 252 号  
令和 4 年 11 月 10 日

大牟田市男女共同参画審議会  
会長 堺 裕 様

大牟田市長 関 好 孝

#### 第 4 次おおむた男女共同参画プラン（案）について（諮問）

大牟田市男女共同参画推進条例（平成 18 年条例第 42 号）第 31 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、第 4 次おおむた男女共同参画プラン（案）について、貴審議会へ諮問します。

#### （諮問理由）

本市ではこれまで、男女共同参画社会基本法の理念に則り制定した大牟田市男女共同参画推進条例に基づき、平成 30 年度から令和 4 年度の 5 年間を計画期間とする第 3 次おおむた男女共同参画プランを策定し、男女が生き生きと暮らすまちの実現に向けて、意識啓発や女性参画促進等に関する諸施策の推進に努めてきたところです。

これまでの取組みを通じて、本市の政策や方針決定過程の場をはじめとした様々な機会において、女性の参画を促進することができたのではないかと考えています。しかし、性別による固定的な役割分担意識の解消やあらゆる分野における女性の活躍推進など、男女共同参画社会の実現へ向けて取り組むべき課題も多く残されています。

この度、このような状況に対応した新たな施策を展開するため、第 4 次おおむた男女共同参画プランの策定を進めてきました。

この内容について、貴審議会のご意見を賜りたく、諮問するものです。

令和 5 年 2 月 17 日

大牟田市長 関 好 孝 殿

大牟田市男女共同参画審議会

会長 堺 裕

第 4 次おおむた男女共同参画プラン（案）について（答申）

令和 4 年 11 月 10 日付人権第 252 号により諮問を受けた標記のことについて、下記のとおり答申します。

記

第 4 次おおむた男女共同参画プラン（案）は、「男女が生き生きと暮らすまちの実現」を目指して、3 つの目標、「あらゆる分野における女性の活躍推進」、「誰もが安全・安心して暮らせる社会の実現」、「男女がともに生きる社会の実現への意識づくり」を掲げ、目標達成のための各施策が記載されたものであります。

今回、諮問された第 4 次おおむた男女共同参画プラン（案）について、当審議会において慎重に審議した結果、今後の 5 年間における具体的な施策が、体系的に組み立てられており、その内容は概ね妥当なものと認めます。

なお、審議の過程で、各委員から出された意見等については、別紙のとおりであり、プランの推進にあたっては、十分尊重されるよう要望いたします。

(別紙)

## 1. 第3章 プランの内容

目標Ⅲ 男女がともに生きる社会の実現への意識づくり

施策の方向2 学校教育における男女共同参画の推進

インターネット等の利用に起因する犯罪やトラブルに巻き込まれることを防止し、SNS等を安心・安全に利用できるよう啓発に取り組んでほしい。

## 2. 第3章 プランの内容

目標Ⅲ 男女がともに生きる社会の実現への意識づくり

施策の方向3 SDGsの推進と国際交流の促進

男女共同参画のまちづくりに向けて、SDGs（持続可能な開発目標）の目標の1つである「ジェンダー平等の実現」の理解促進に努めてほしい。

## 3. 第5章 プランの推進

効果的な施策の推進を図るために、関係機関との連携を図るよう留意していただきたい。

## 大牟田市男女共同参画審議会での審議状況

年月日	内 容
令和4年 9月2日	○第4次おおむた男女共同参画プラン（仮称）施策体系（案）について
11月10日	○大牟田市長からの諮問 「第4次おおむた男女共同参画プラン（案）について」 ○第4次おおむた男女共同参画プラン（案）について
11月17日 （書面報告）	○第4次おおむた男女共同参画プラン（パブリックコメント案）について
令和5年 2月3日	○市民意見募集（パブリックコメント）の結果について ○第4次おおむた男女共同参画プラン（案）の答申について
2月17日	○大牟田市長へ答申 「第4次おおむた男女共同参画プラン（案）について」

（参考）市民意見募集の結果

○実施期間 令和4年12月15日から令和5年1月13日まで

○意見数 6件



## 大牟田市男女共同参画審議会委員名簿

(令和4年4月1日現在 50音順 敬称略)

氏名	所属	備考
上田祥子	市民公募委員	
江崎君子	おおむた女性会議21	副会長
堺裕	帝京大学	会長
下原小百合	翼の会おおむた	
富崎克巳	大牟田商工会議所	
中村十三香	南筑後農業協同組合女性部	
中村靖子	市民公募委員	
藤木浩二	連合福岡南筑後地域協議会	
武藤桐子	NPO 法人福岡ジェンダー研究所	
諸田浩美	大牟田市内高等学校校長会	



**[裏表紙のシンボルマークについて]**

作品 大藪康代 さん

平成15年度に本市が募集した「男女共同  
参画社会推進のためのシンボルマーク」の  
最優秀作品

男女が手と手を取り合い協力し合い、ともに  
生きていく社会をイメージしています。

## 第4次おおむた男女共同参画プラン

令和5(2023)年3月 発行

大牟田市 市民協働部 人権・同和・男女共同参画課  
〒836-0862 大牟田市原山町13番地3 中央地区公民館内

電話 0944-41-2611

FAX 0944-41-2869

Eメール e-zinkendowadanzyo@city.omuta.fukuoka.jp

